

第3期 御宿町
次世代育成支援行動計画及び
子ども・子育て支援事業計画

(素案)

令和7年3月

御宿町

はじめに

令和7年3月

〇〇〇〇

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 法的な位置づけ	2
4 関連計画との位置づけ	3
5 計画の期間	3
6 計画の策定体制	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
第3章 御宿町の子ども・子育ての現状	6
1 人口と世帯数の推移	6
2 出産、結婚の推移	12
3 就労状況の推移	19
4 教育・保育サービスの現状	23
5 「第2期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」の実施状況 ..	27
6 アンケート調査結果の概要	29
7 アンケート調査結果のまとめ	48
第4章 次世代育成支援行動計画	50
1 基本目標	51
2 施策方針	52
3 施策方針ごとの事業	54
第5章 子ども・子育て支援事業計画	65
1 教育・保育提供区域	65
2 児童の推計人口	65
3 幼児期の学校教育・保育	66
4 地域子ども・子育て支援事業	70
第6章 計画の推進	87
1 計画の推進体制	87
2 進捗状況の管理	87
資料	88
1 御宿町子ども・子育て会議設置条例	88
2 御宿町子ども・子育て会議委員名簿	90


第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

<p>1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p>	<p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p>	<p>3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。</p>
<p>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのためにとって最もよいことが優先して考えられること。</p>	<p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。</p>	<p>6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。</p>

2 計画策定の趣旨

今日子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

御宿町（以下「本町」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第2期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度であるため、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3 法的な位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定による「市町村行動計画」として策定します。

また、子ども・子育て支援法第61条における「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条の規定により内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。さらに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定による「市町村計画」についても内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
市町村計画	市町村行動計画 (努力義務)	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)
性格特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「御宿町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画



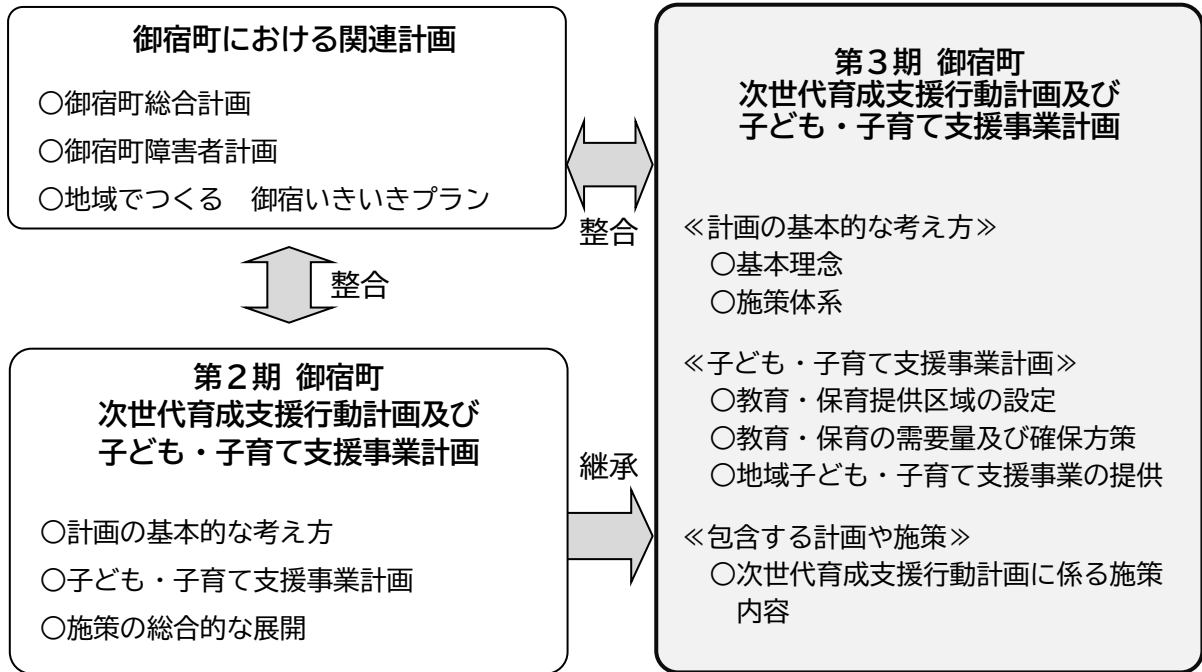
一体的に策定



第3期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画

4 関連計画との位置づけ

本計画は、「御宿町総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



5 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

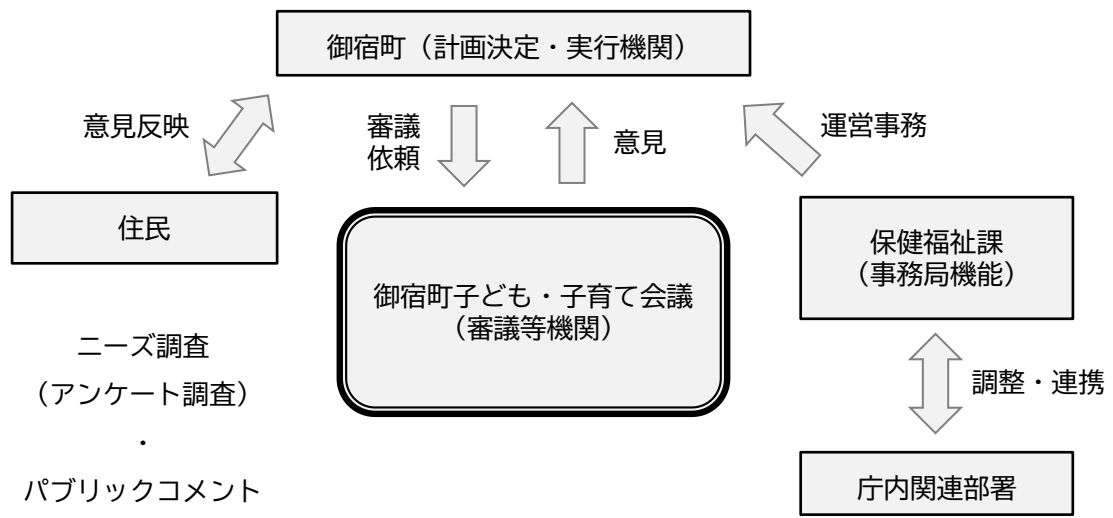
令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期 御宿町 次世代育成支援行動計画及び 子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期 御宿町 次世代育成支援行動計画及び 子ども・子育て支援事業計画				
						必要に応じて見直し			

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定による「御宿町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図



(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート調査）

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

本計画の素案を町のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募りました。

第2章 計画の基本的な考え方

計画は、「第5次御宿町総合計画」、「第2期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」及び各種関連計画を踏まえ、策定しました。

計画の基本理念

やさしい眼差しの中で 心豊かなこどもが育つまち・おんじゅく

本町では、第5次御宿町総合計画において、まちの将来像を『ひと・マチ・自然がつながり つなげる「ちょうどいいまち」御宿』とし、目標の柱の一つに「育む【子育て・教育】」を掲げてまちづくりを進めています。

本計画でも、このまちの将来像を目指し、『やさしい眼差しの中で 心豊かなこどもが育つまち・おんじゅく』を基本理念に掲げ、本町の豊かな地域資源と積み重ねてきた成果を生かし、住民一人ひとりが幸せを実感できるまちづくりを進めていきます。これまで先駆的に取り組んできた子育て事業や環境整備を更に充実させ、町全体でこどもたちを育み、子育て家庭を支える体制を構築することで、子育てしやすいまちづくりを目指しています。

<第5次御宿町総合計画>（参考：一部抜粋）

1 子育て支援

- ① 妊娠・出産・子育てに係る切れ目のない支援を行います
 - ・不妊（不育）治療等にかかる医療費の一部を助成し、夫婦の経済的な負担を軽減します。
 - ・妊娠期から様々な案内や情報提供を行い、安心して出産できるようサポートします。
 - ・受診しやすい乳幼児健診の実施を図るとともに、健診未受診者に対しては受診勧奨等を行います。
 - ・発達の遅れや心配がある子どもについて、関係機関と連携を図りながら、早期療育につなげるための支援を行います。
- ② 子育て家庭を支え合う環境づくりに取り組みます
 - ・子育て支援センターの機能強化を図り、親子や親同士等の交流の機会を創出するとともに、子育て世代が目にしやすいSNS等を活用した情報発信により、子育て支援センターの周知を図ります。
- ③ 保育サービスや施設の充実を進めます
 - ・園児が、芋ほり体験や海岸散策、史跡巡りといった自然と触れ合える機会をつくり、様々な体験活動を実施します。
 - ・児童遊園等の遊具について、適正な管理を行い、必要に応じて撤去・更新等を実施します。
- ④ 放課後児童健全育成事業の充実を図ります
 - ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）のニーズの増加に対応する受け皿と、登室時の安全を確保するため、小学校の敷地内での放課後児童クラブ開設を視野に入れ、施設整備について協議検討します。

第3章 御宿町の子ども・子育ての現状

1 人口と世帯数の推移

(1) 総人口と年少人口の推移

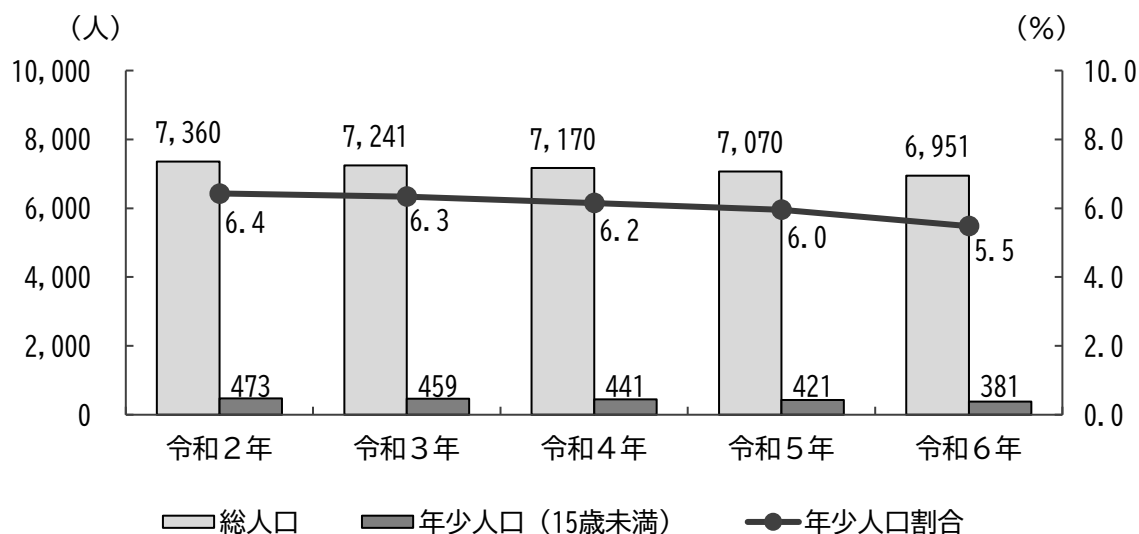
本町の人口は、令和6年4月1日現在で6,951人となっており、緩やかな減少傾向にあります。年少人口（15歳未満）は、令和6年で381人、年少人口割合は5.5%となっており、減少傾向にあります。

■総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	7,360	7,241	7,170	7,070	6,951
年少人口（15歳未満）	473	459	441	421	381
年少人口割合	6.4	6.3	6.2	6.0	5.5

資料：千葉県町丁字別人口調査（各年4月1日現在）



資料：千葉県町丁字別人口調査（各年4月1日現在）

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

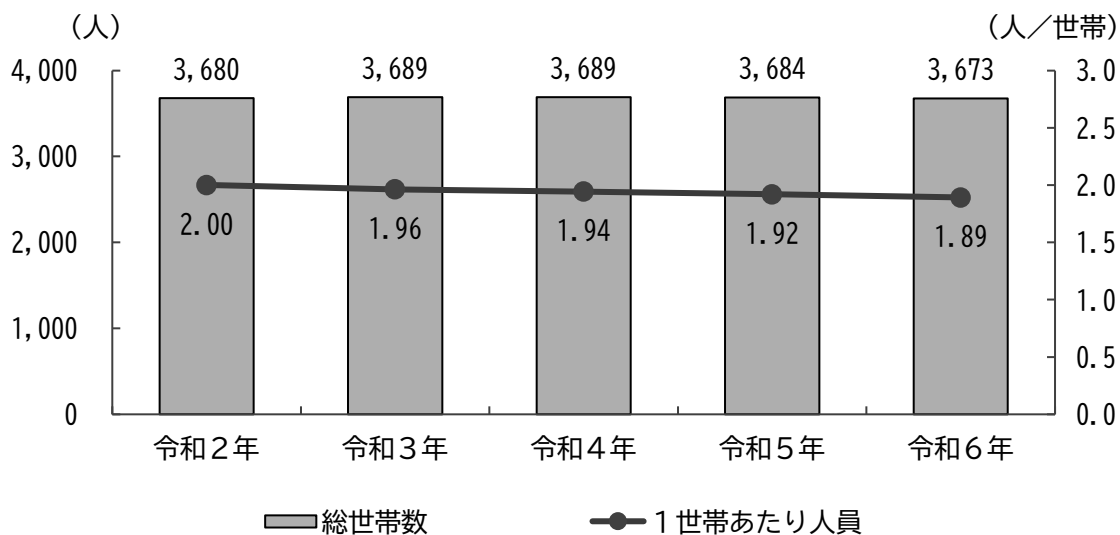
総世帯数は令和6年には3,673世帯となっており、令和2年と比較すると減少傾向にあります。1世帯あたり人員についても減少傾向にあり、令和6年には1.89人と核家族化が進行していることが分かります。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	7,360	7,241	7,170	7,070	6,951
総世帯数	3,680	3,689	3,689	3,684	3,673
1世帯あたり人員	2.00	1.96	1.94	1.92	1.89

資料：千葉県町丁字別人口調査（各年4月1日現在）
住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数



資料：千葉県町丁字別人口調査（各年4月1日現在）
住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(3) 6歳未満のこどものいる一般世帯の推移

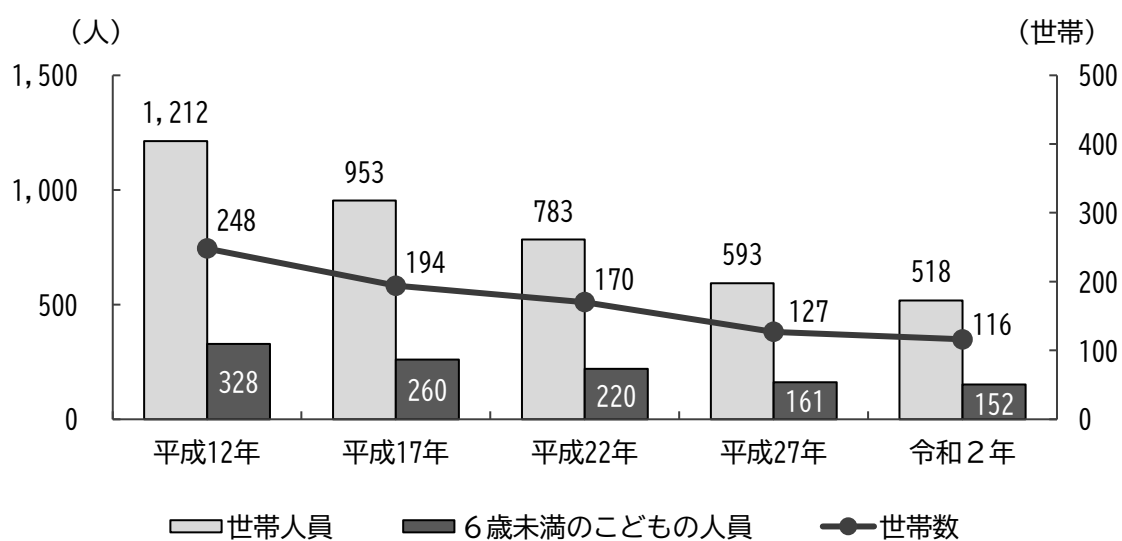
国勢調査によると、6歳未満のこどものいる世帯は令和2年現在116世帯で、世帯人員^{*}は518人となっています。また、6歳未満のこどもの人員は152人となっています。

■ 6歳未満のこどものいる一般世帯の推移

単位：人、世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯人員	1,212	953	783	593	518
6歳未満のこどもの人員	328	260	220	161	152
世帯数	248	194	170	127	116

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

^{*}世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

(4) 18歳未満のこどものいる一般世帯の推移

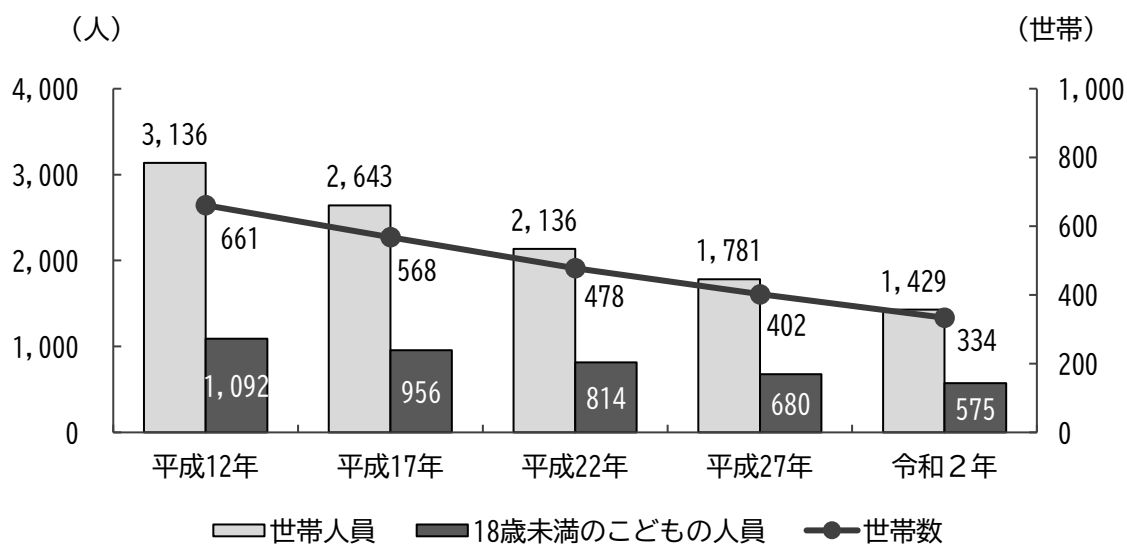
国勢調査によると、18歳未満のこどものいる世帯は令和2年現在334世帯で、世帯人員は1,429人となっています。また、18歳未満のこどもの人員は575人となっています。

■18歳未満のこどものいる一般世帯の推移

単位：人、世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯人員	3,136	2,643	2,136	1,781	1,429
18歳未満のこどもの人員	1,092	956	814	680	575
世帯数	661	568	478	402	334

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 母子世帯の推移

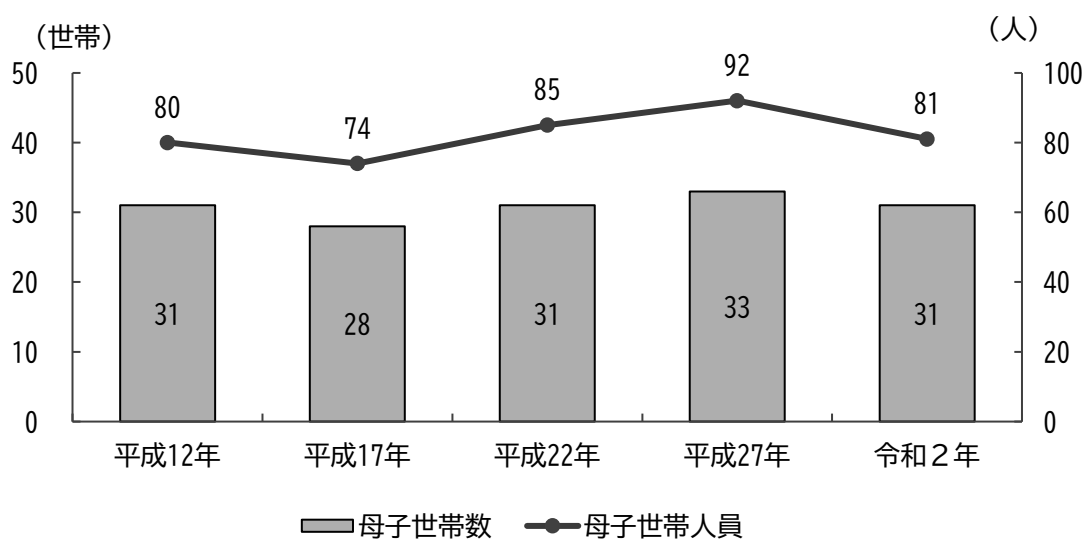
国勢調査によると、母子世帯数は平成12年以降増減を繰り返しており、令和2年には、31世帯となっています。また、母子世帯人員は令和2年現在、81人で1世帯あたり2.6人となっています。

■母子世帯の推移

単位：世帯、人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯数	31	28	31	33	31
母子世帯人員	80	74	85	92	81
1世帯あたり人員	2.6	2.6	2.7	2.8	2.6

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 父子世帯の推移

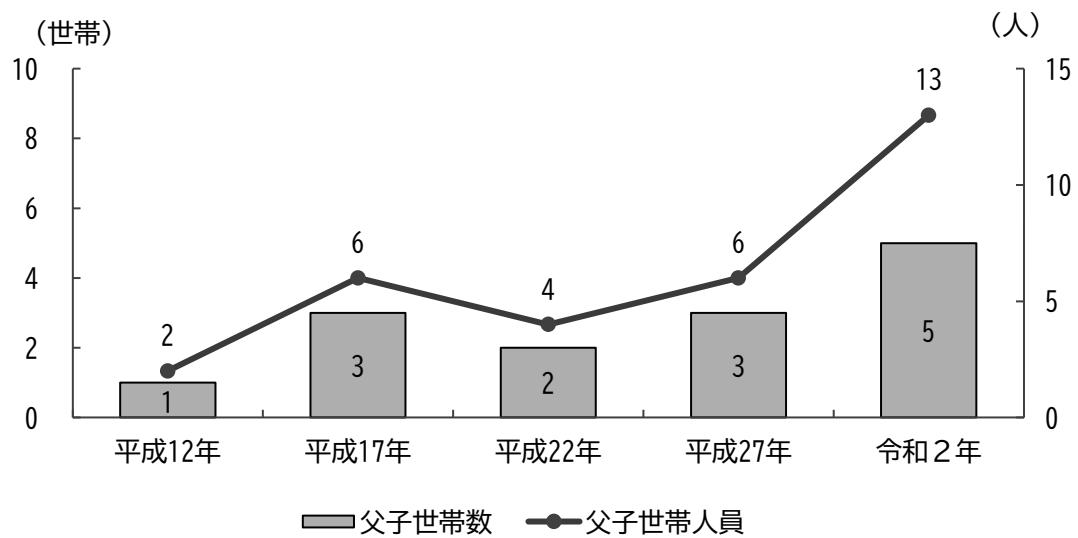
国勢調査によると、父子世帯数は令和2年現在5世帯となっています。また、父子世帯人員は13人で1世帯あたり2.6人とやや増加しています。

■父子世帯の推移

単位：世帯、人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
父子世帯数	1	3	2	3	5
父子世帯人員	2	6	4	6	13
1世帯あたり人員	2.0	2.0	2.0	2.0	2.6

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 出産、結婚の推移

(1) 出生数、出生率の推移

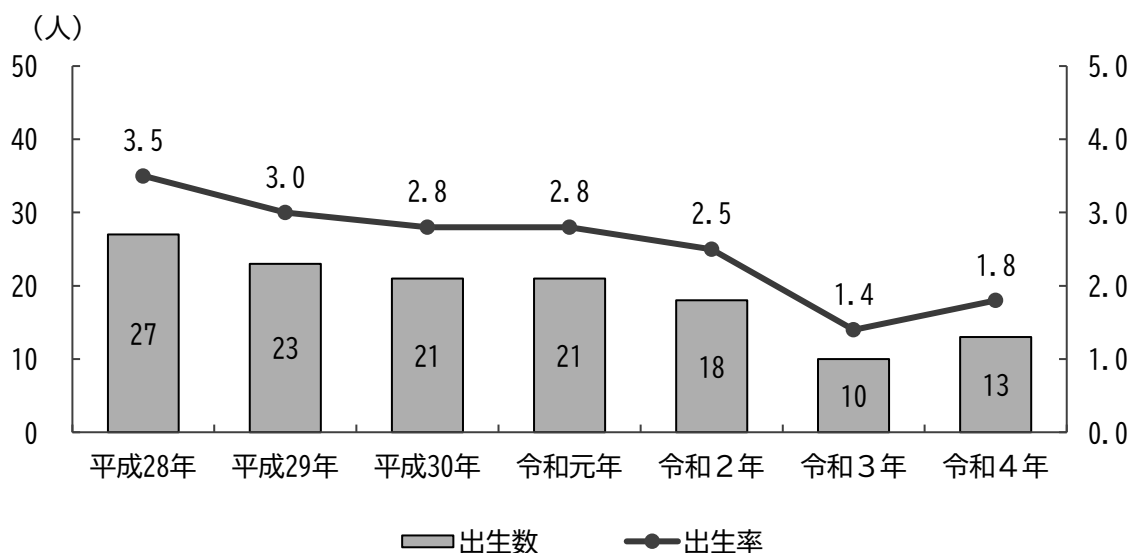
出生数、出生率※（人口千人あたり）の推移は、平成28年以降減少傾向にあり、令和4年現在、出生数は13人、出生率は1.8となっています。

■出生数、出生率の推移

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	27	23	21	21	18	10	13
出生率	3.5	3.0	2.8	2.8	2.5	1.4	1.8

資料：千葉県衛生統計年報



資料：千葉県衛生統計年報

※出生率とは、一定期間における出生数の人口に対する割合のことで、一般には人口千人あたりの1年間の出生数の割合をいいます。

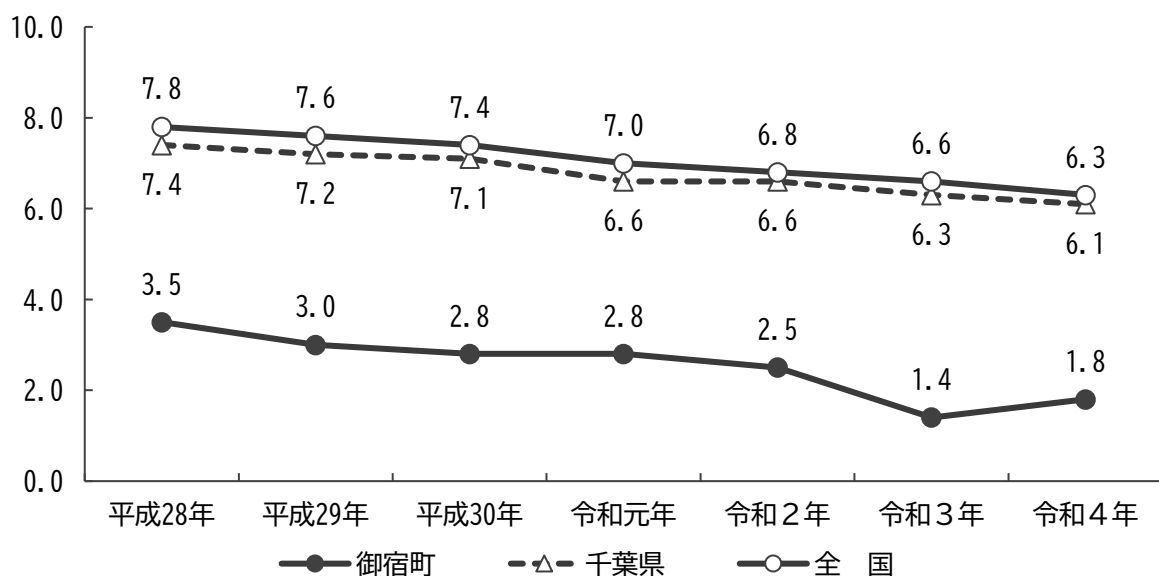
(2) 出生率の推移の比較

千葉県、全国と比較すると本町の出生率は、大幅に下回って推移しています。

■出生率の推移（国、千葉県、御宿町）（人口千対）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
御宿町	3.5	3.0	2.8	2.8	2.5	1.4	1.8
千葉県	7.4	7.2	7.1	6.6	6.6	6.3	6.1
全国	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

資料：千葉県衛生統計年報



資料：千葉県衛生統計年報

(3) 合計特殊出生率の推移

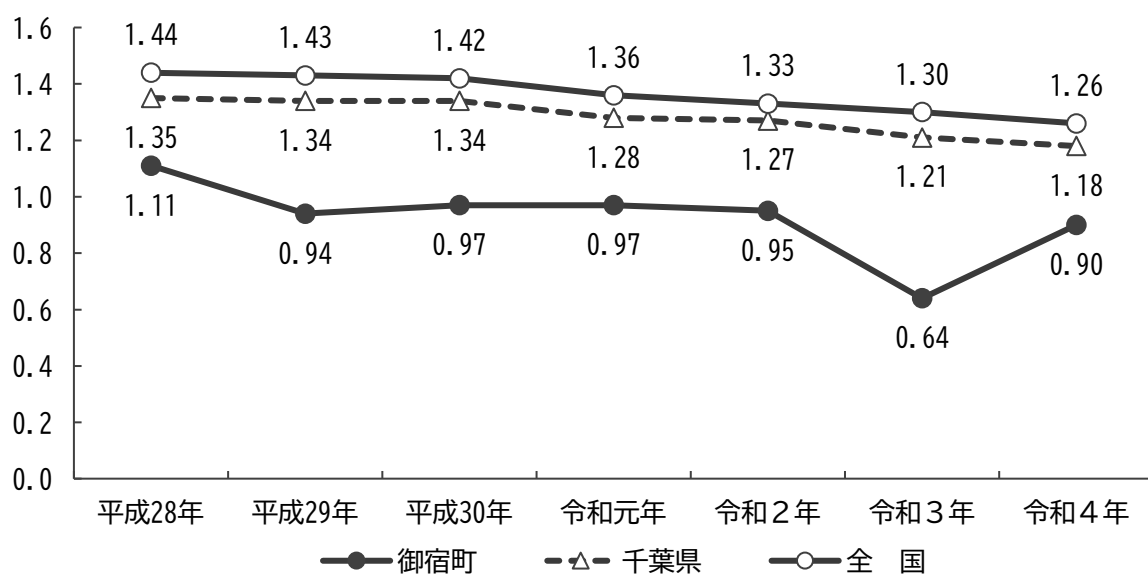
千葉県、全国と比較すると本町の合計特殊出生率※は、下回って推移しています。令和4年には0.90となっており、1を下回る値を示しています。

■合計特殊出生率の推移（15～49歳の女性人口千対）

(15～49歳の女性人口千対)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
御宿町	1.11	0.94	0.97	0.97	0.95	0.64	0.90
千葉県	1.35	1.34	1.34	1.28	1.27	1.21	1.18
全国	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

資料：千葉県衛生統計年報



資料：千葉県衛生統計年報

※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むこともの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられます。

(4) 母の年齢階級別出生数の推移

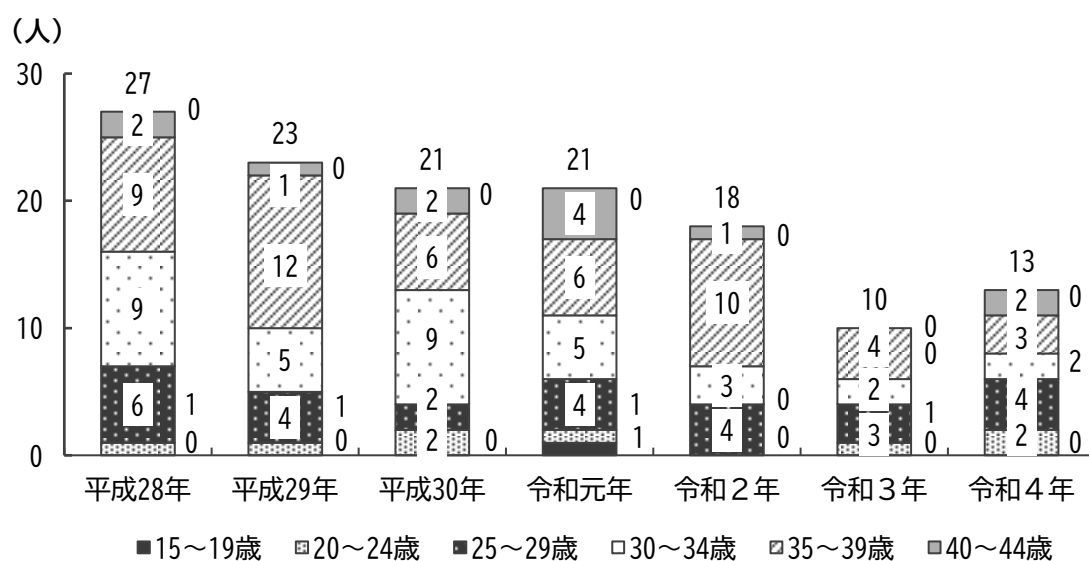
母の年齢階級別出生数は、7年間を平均すると35～39歳が最も多い出生数となっています。20歳代の出生数が10人未満で推移している一方、35歳以上がおおむね10人前後で推移していることから、晩産化の傾向がうかがえます。

■母の年齢階級別出生数の推移

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	27	23	21	21	18	10	13
15～19歳	0	0	0	1	0	0	0
20～24歳	1	1	2	1	0	1	2
25～29歳	6	4	2	4	4	3	4
30～34歳	9	5	9	5	3	2	2
35～39歳	9	12	6	6	10	4	3
40～44歳	2	1	2	4	1	0	2
45～49歳	0	0	0	0	0	0	0

資料：千葉県衛生統計年報



資料：千葉県衛生統計年報

(5) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、全体的に上昇傾向となっており、令和2年をみると全ての年齢層で千葉県と全国を上回っています。平成17年と比較すると、30～34歳の未婚率が男性で23.8ポイント、女性で35.3ポイントとそれぞれ大幅に上昇しています。

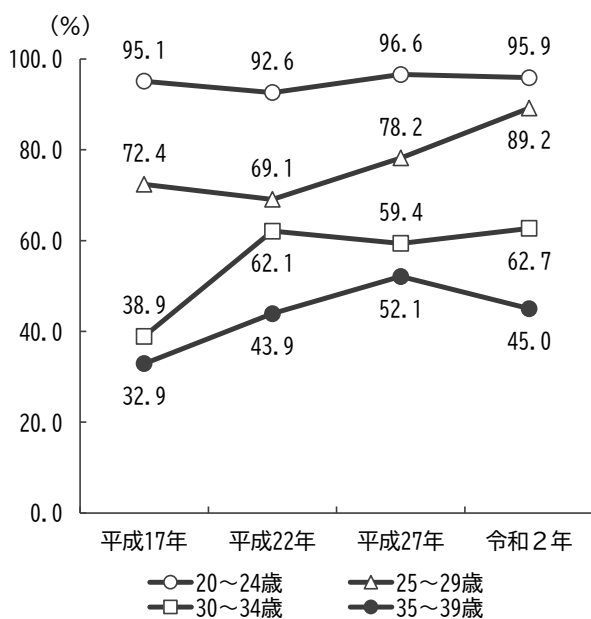
■未婚率の推移

単位：％

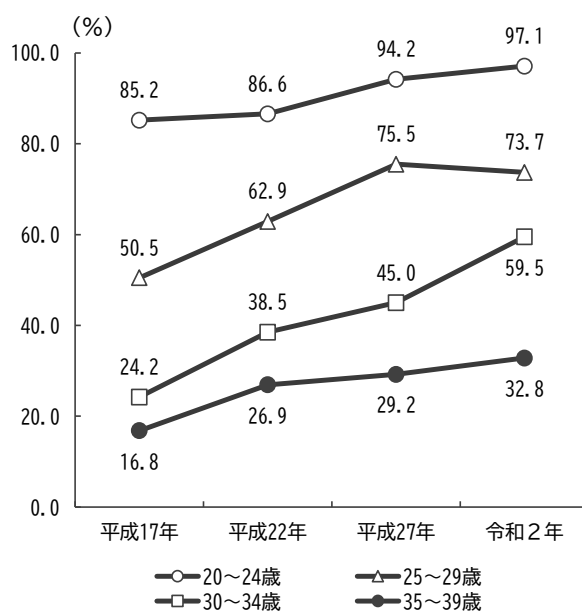
		御宿町				千葉県	全国
		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
男性	15～19歳	99.4	100.0	100.0	100.0	99.8	99.8
	20～24歳	95.1	92.6	96.6	95.9	95.8	95.2
	25～29歳	72.4	69.1	78.2	89.2	74.1	72.9
	30～34歳	38.9	62.1	59.4	62.7	48.2	47.4
	35～39歳	32.9	43.9	52.1	45.0	35.9	34.5
	40～44歳	25.9	34.3	37.9	47.1	30.7	29.1
女性	15～19歳	100.0	98.3	99.2	100.0	99.6	99.6
	20～24歳	85.2	86.6	94.2	97.1	93.0	92.3
	25～29歳	50.5	62.9	75.5	73.7	63.4	62.4
	30～34歳	24.2	38.5	45.0	59.5	35.2	35.2
	35～39歳	16.8	26.9	29.2	32.8	23.7	23.6
	40～44歳	10.3	17.2	24.4	24.3	19.1	19.4

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【御宿町 男性】



【御宿町 女性】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 婚姻数、婚姻率の推移

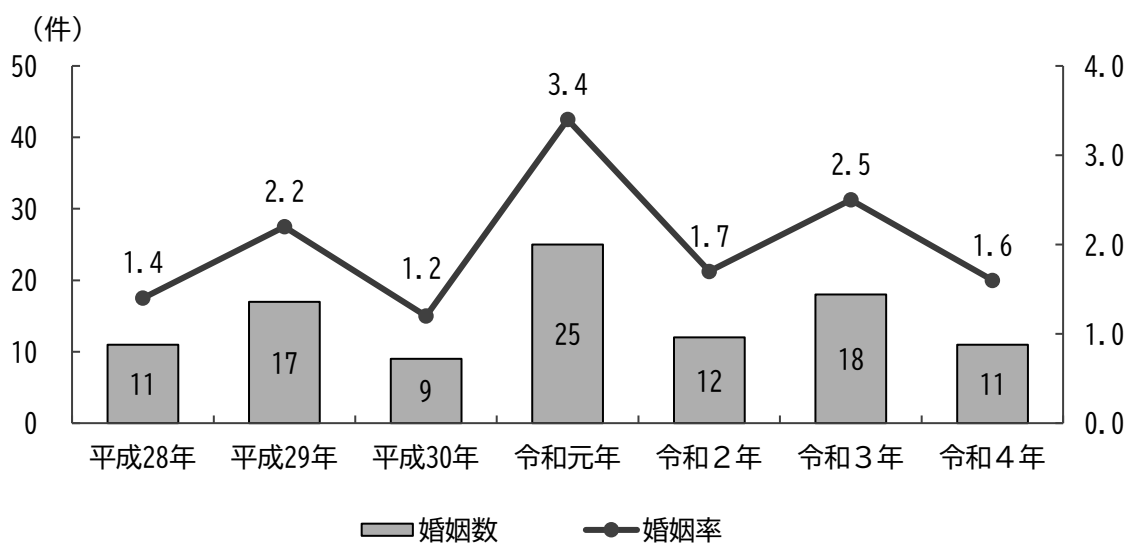
婚姻数は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年では11件、婚姻率※は1.6となっています。

■婚姻数、婚姻率の推移

単位：件

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻数	11	17	9	25	12	18	11
婚姻率	1.4	2.2	1.2	3.4	1.7	2.5	1.6

資料：千葉県衛生統計年報



資料：千葉県衛生統計年報

※婚姻率とは一定期間における結婚の発生頻度を示す比率のことで、年間婚姻届出件数／当該年の人口×1,000 によって求められます。

(7) 離婚数、離婚率の推移

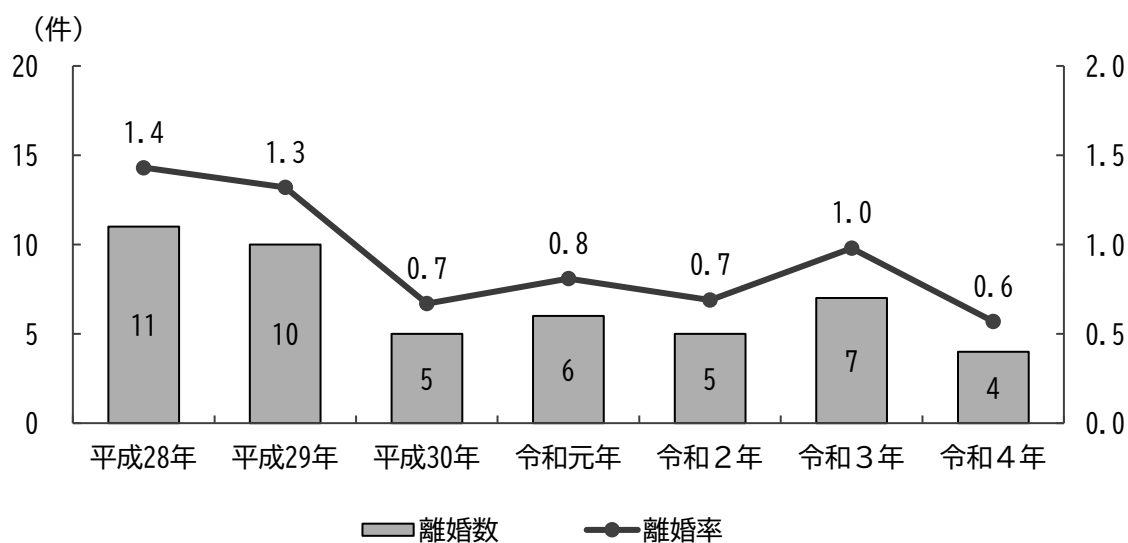
離婚数は令和4年では4件、離婚率※は0.6となっており、平成28年と比較すると減少傾向にあります。

■離婚数、離婚率の推移

単位：件

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
離婚数	11	10	5	6	5	7	4
離婚率	1.4	1.3	0.7	0.8	0.7	1.0	0.6

資料：千葉県衛生統計年報



資料：千葉県衛生統計年報

※離婚率とは一定期間における離婚の発生頻度を示す比率のことで、年間離婚届出件数／当該年の人口×1,000によって求められます。

3 就労状況の推移

(1) 年齢別労働力率の推移と比較

<女性>

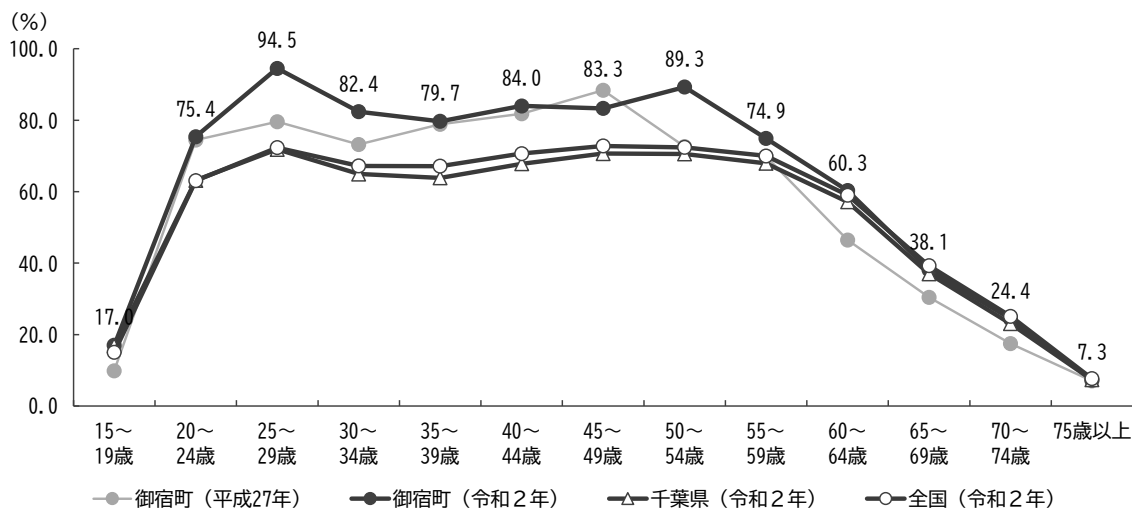
女性の労働力率は、一般に、結婚や出産を機に退職し、子どもがある程度大きくなってから再び仕事に就くという就労構造から、M字カーブを描くとされています。本町においても、千葉県や全国と同様にM字型となっていますが、令和2年についてみると、ほとんどの年齢層で千葉県・全国を上回る労働力率を示しています。特に25歳から54歳の労働力率が高く、ほとんどが80%を超えています。

■年齢別労働力率の推移（女性）

単位：％

	御宿町 女性				千葉県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年	令和 2 年
15～19 歳	11.2	11.0	9.8	17.0	16.9	15.0
20～24 歳	74.8	69.0	74.4	75.4	63.2	63.1
25～29 歳	76.2	75.9	79.6	94.5	71.8	72.3
30～34 歳	71.5	75.0	73.2	82.4	64.9	67.2
35～39 歳	70.5	81.7	78.9	79.7	63.9	67.2
40～44 歳	74.6	81.8	81.8	84.0	67.8	70.7
45～49 歳	76.9	73.7	88.3	83.3	70.7	72.8
50～54 歳	67.8	73.4	72.6	89.3	70.6	72.4
55～59 歳	54.0	62.2	69.8	74.9	67.9	70.0
60～64 歳	32.1	42.4	46.5	60.3	57.2	59.0
65～69 歳	22.4	22.9	30.4	38.1	37.0	39.3
70～74 歳	14.4	16.6	17.5	24.4	23.0	25.1
75 歳以上	5.6	5.1	7.0	7.3	7.4	7.7

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

<男性>

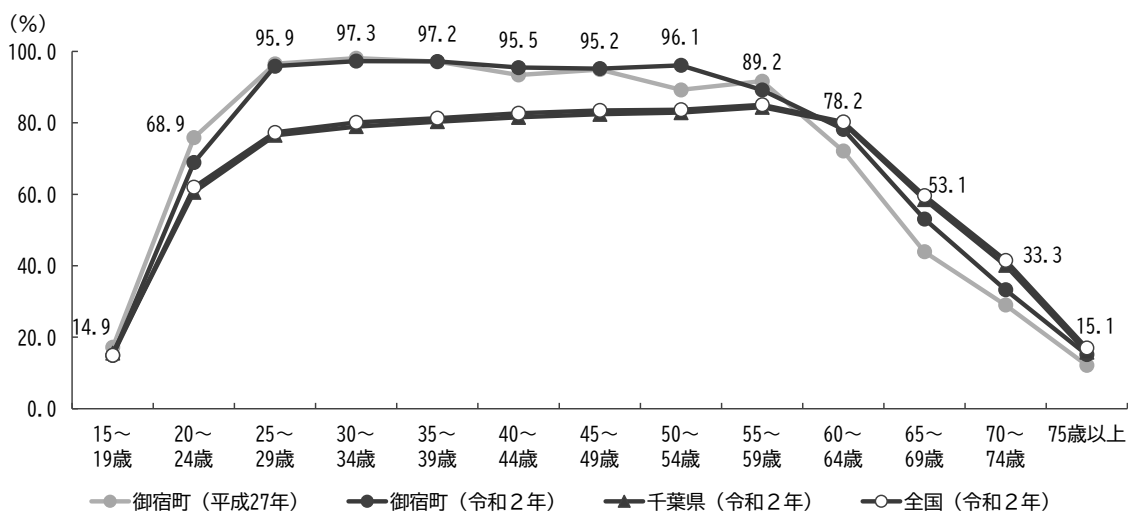
令和2年の男性の労働力率についてみると、25歳から54歳までは90%を超えており、高い労働力率を示しています。一方、60歳以降については、ほとんどの年齢層において千葉県・全国の平均値を下回っていますが、平成27年の本町の値と比較すると男性の労働力率は上昇しているといえます。

■年齢別労働力率の推移（男性）

単位：％

	御宿町 男性				千葉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	16.0	16.8	17.2	14.9	15.6	15.0
20～24歳	72.3	76.8	75.9	68.9	60.6	62.0
25～29歳	95.4	96.4	96.6	95.9	76.5	77.4
30～34歳	95.4	97.9	98.1	97.3	79.0	80.1
35～39歳	97.3	94.4	97.1	97.2	80.3	81.3
40～44歳	95.7	93.9	93.4	95.5	81.6	82.7
45～49歳	96.8	96.2	94.9	95.2	82.4	83.5
50～54歳	97.3	94.4	89.2	96.1	82.9	83.7
55～59歳	92.6	88.2	91.7	89.2	84.4	85.1
60～64歳	57.6	68.2	72.1	78.2	79.9	80.3
65～69歳	40.4	39.8	43.9	53.1	58.6	59.6
70～74歳	31.7	25.7	29.0	33.3	40.1	41.5
75歳以上	13.2	12.7	12.2	15.1	15.8	17.0

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 就業構造

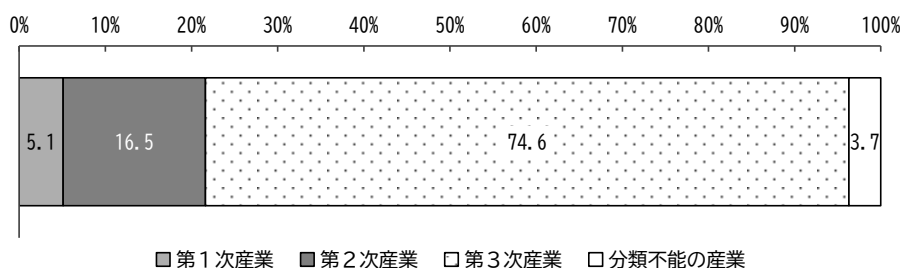
町内の就業構造は、第1次産業は5.1%と少数であり、第2次産業が16.5%、第3次産業が74.6%となっています。

■就業構造

単位：人、%

産業	人数	構成比
総数	2,827	100.0
第1次産業	145	5.1
農業	89	3.1
林業	3	0.1
漁業	53	1.9
第2次産業	467	16.5
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	222	7.9
製造業	245	8.7
第3次産業	2,109	74.6
電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.4
情報通信業	31	1.1
運輸業、郵便業	109	3.9
卸売、小売業	415	14.7
金融、保険業	38	1.3
不動産業、物品賃貸業	56	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	94	3.3
宿泊業、飲食サービス業	298	10.5
生活関連サービス業、娯楽業	179	6.3
教育、学習支援業	107	3.8
医療、福祉	421	14.9
複合サービス事業	57	2.0
サービス業（他に分類されないもの）	176	6.2
公務（他に分類されないもの）	117	4.1
分類不能の事業	106	3.7

資料：令和2年国勢調査（10月1日現在）



資料：令和2年国勢調査（10月1日現在）

(3) 常住地による就業者数

男女別、年齢別の就業場所をみると、男性では「県内町外」が64歳までは最も多い就業場所となっていますが、65歳を境に「自宅あるいは町内」で就業している人の方が多くなっています。女性でも同様の傾向がみられ、男性、女性ともに年齢が上がるにつれて自宅あるいは町内で就業する人が多くなっています。子育て世代の25～49歳をみると、男女ともに半数以上が町外で就業していることが分かります。

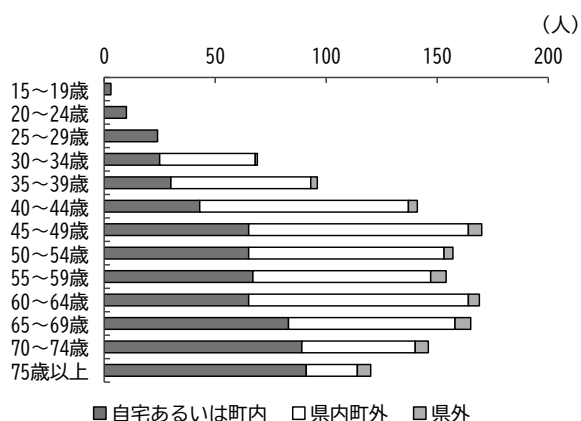
■常住地による就業者数

単位：人

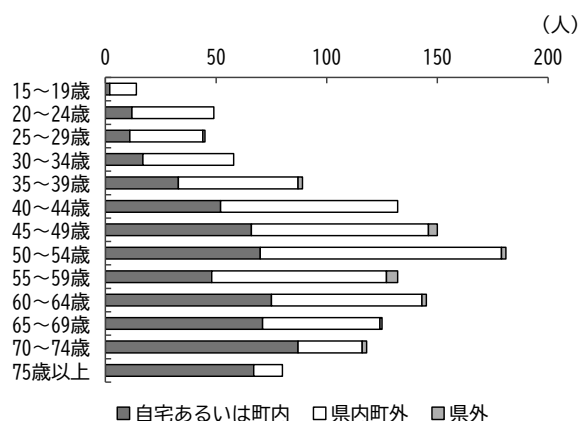
	男性				女性			
	総数	自宅 あるい は町内	県内 町外	県外	総数	自宅 あるい は町内	県内 町外	県外
総数	1,509	660	792	57	1,318	611	688	19
15～19歳	12	3	9	—	14	2	12	—
20～24歳	43	10	33	—	49	12	37	—
25～29歳	67	24	43	—	45	11	33	1
30～34歳	69	25	43	1	58	17	41	—
35～39歳	96	30	63	3	89	33	54	2
40～44歳	141	43	94	4	132	52	80	—
45～49歳	170	65	99	6	150	66	80	4
50～54歳	157	65	88	4	181	70	109	2
55～59歳	154	67	80	7	132	48	79	5
60～64歳	169	65	99	5	145	75	68	2
65～69歳	165	83	75	7	125	71	53	1
70～74歳	146	89	51	6	118	87	29	2
75歳以上	120	91	23	6	80	67	13	—

資料：令和2年国勢調査（10月1日現在）

【男性】



【女性】



資料：令和2年国勢調査（10月1日現在）

4 教育・保育サービスの現状

(1) 児童数の推移

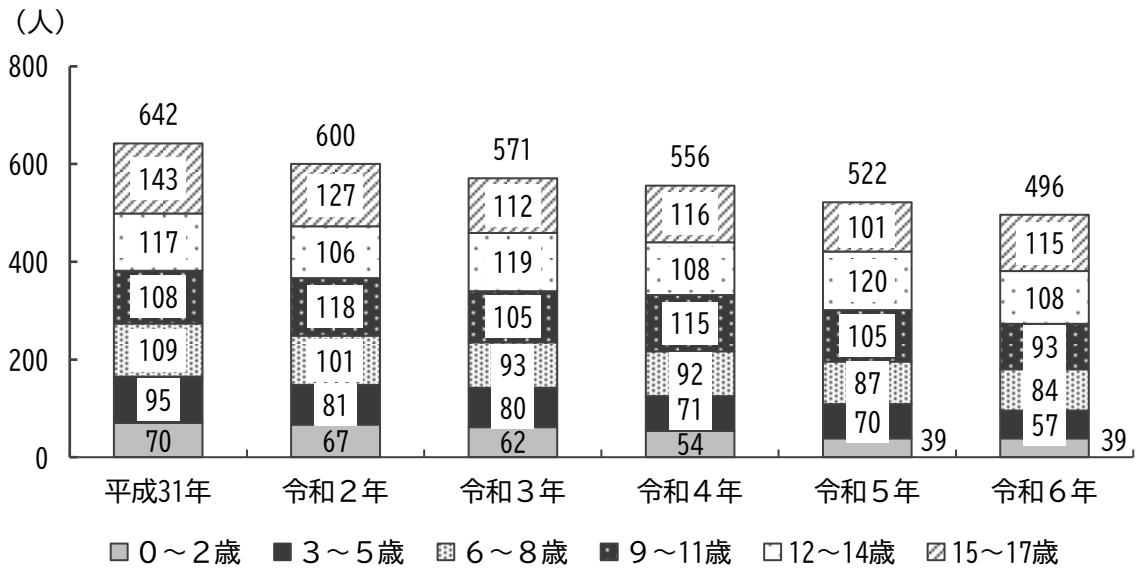
児童数の推移については、平成31年から令和6年は減少傾向にあり、年齢別にみると、特に3～5歳が大きく減少しています。令和6年の児童数の合計は496人となっています。

■児童数の推移

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～2歳	70	67	62	54	39	39
3～5歳	95	81	80	71	70	57
6～8歳	109	101	93	92	87	84
9～11歳	108	118	105	115	105	93
12～14歳	117	106	119	108	120	108
15～17歳	143	127	112	116	101	115
合計	642	600	571	556	522	496

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 教育・保育サービスの利用状況

①幼稚園、保育所（園）、認定こども園

本町には認定こども園（保育所型）が1か所あり、保育時間は以下のとおりです。

■幼稚園、保育所（園）、認定こども園一覧

区分	開所・開園時間		特別保育		
	平日 (延長保育)	土曜 (延長保育)	低年齢 保育	障害児 保育	一時 保育
おんじゅく 認定こども園	7:30~19:00 (16:00~19:00)	7:30~19:00 (16:00~19:00)	○	○	○

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

平成29年4月に町営の御宿保育所と岩和田保育所を統合しました。定員については、平成29年度以降140人としていますが、令和6年度の入所者数は69人となっています。

■認定こども園（保育所型）の利用状況

単位：か所、人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
定員	140	140	140	140	140
入所者数	106	112	93	90	69

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

※入所者数は管外からの受託を含み、管外への委託は含みません。

②放課後児童クラブ

放課後児童クラブは1か所（2支援単位）設置しており、開所時間は以下のとおりです。

■放課後クラブ一覧

区分	開所時間		
	平日	土曜	学校の長期休業・ 振替休業日
放課後児童クラブ 「おんじゅく」	下校時~18:30	7:30~18:30	7:30~18:30

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

放課後児童クラブの利用状況は、利用希望者の増加に伴い、令和5年度に御宿小学校内に移転し支援単位を2単位とするとともに、定員を40人から60人に拡大し、令和6年度現在まで同じ定員数としています。

■放課後児童クラブの利用状況

単位：か所、人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数	1	1	1	1	1
定員	40	40	40	60	60
入所者数	37	37	42	55	53

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

③放課後子ども教室事業

放課後子ども教室事業として、公民館では、金曜日に放課後子ども教室、土曜日にキッズ英会話教室と習字教室、またB&G海洋センターでは、木曜日にRAC（レクリエーション・アフターズ・クラブ）を行っています。

■放課後子ども教室一覧

教室名	予定回数 (年間)	実施曜日	実施時間	対象児童
放課後子ども教室	17回	金曜日	15:30~16:45	小学1年生~3年生
習字教室	14回	土曜日	10:00~11:00	小学2年生~6年生
キッズ英会話教室	18回	土曜日	10:00~11:00	小学1年生~3年生
RAC	37回	木曜日	16:00~17:00	小学1年生~3年生

資料：教育委員会（令和6年度）

放課後子ども教室事業は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。その後は年ごとに利用者数の増減があるものの、徐々に増加しています。

■放課後子ども教室の利用状況

単位：か所、人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数			2	2	2	2
利用者数	放課後子ども教室		9	14	19	24
	習字教室		11	15	14	17
	キッズ英会話教室		10	12	15	14
	RAC		8	13	31	26

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

④小・中学校

小学校が2か所、中学校が1か所あり、令和6年度の児童・生徒数は小学校が181人、中学校が101人となっています。

■小・中学校の状況

単位：校、人

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	学校数	2	2	2	2	2
	児童数	223	204	207	199	181
中学校	学校数	1	1	1	1	1
	生徒数	93	108	98	116	101

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

※小学校の児童数は、布施小学校におけるいすみ市在住の児童を含みます。

⑤子育て支援センター

子育て支援センターは、平成29年度に旧御宿保育所内のセンターを廃止し、おんじゅく認定こども園内に新たな子育て支援センターを開設しました。利用者数は以下のとおりです。専任職員の配置や行事の実施等により、利用者が増加しています。

■子育て支援センターの状況

単位：か所、人

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数		1	1	1	1	1
利用者数	こども	323	183	156	176	257
	保護者	323	183	156	176	243

資料：保健福祉課（実施箇所数：各年度4月1日現在、利用者数：年間延べ人数）

⑥児童館

児童館は1か所あり、開館時間は以下のとおりです。

■児童館の状況

施設名	開館時間	休館日
御宿児童館	9:00～17:00	月・祝日・年末年始

資料：御宿児童館（実施箇所数：各年度4月1日現在、利用者数：年間延べ人数）

児童館の利用状況は、利用者数は年ごとに増減があります。

■児童館の利用状況

単位：か所、人

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
利用者数（人）	11,366	7,131	3,647	2,798	3,105

資料：御宿児童館（実施箇所数：各年度4月1日現在、利用者数：年間延べ人数）

5 「第2期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 幼児期の学校教育・保育

「第2期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値目標（量の見込み）と実施状況は次のとおりです。

■幼児期の学校教育・保育の量の見込みと実績

単位：人

認定区分		量の見込み	実績 (令和6年度)
1号認定こども		12	6
2号認定こども	幼児期の学校教育の利用 希望が高い	0	0
	その他	72	50
3号認定こども		35	13

※1号認定、2号認定、3号認定の区分については、P66をご参照ください。

※実績数は町内に住所を有することのみ。(管外への委託を含み、管外からの受託は含みません。)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「第2期 御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標（量の見込み）と実施状況は次のとおりです。

■子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績

	単位	量の見込み	実績 (令和5年度)
利用者支援に関する事業（利用者支援）	か所	1	1
時間外保育事業（延長保育事業）	人	12	13
放課後児童健全育成事業（放 課後児童クラブ）	低学年	人	46
	高学年	人	9
子育て短期支援事業（ショートステイ、 トワイライトステイ）	人日/年	0	0
乳児家庭全戸訪問事業	件	15	13

第3章 御宿町の子ども・子育ての現状

		単位	量の見込み	実績 (令和5年度)
養育支援訪問事業及び要介護児童対策地域協議会その他の者による要介護児童等に対する支援に資する事業		件	12	1
地域子育て支援拠点事業		人日/年	506	3,605
預かり保育（幼稚園又は認定こども園の1号認定のこどもを対象とした預かり保育）		人日/年	2	3
一時預かり事業 (一時保育)	在園児対象型除く	人日/年	113	57
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	人日/年	0	0
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	人日/年	0	0
病児保育事業	病児保育事業	人日/年	8	1
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	人日/年	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	低学年	人日/週	0	0
	高学年	人日/週	0	0
妊婦に対する健康診査を実施する事業 (妊婦健診)		人 (延べ人数)	33	14

6 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

■調査の概要

調査の目的	・本計画の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や町の施策に対する、保護者の方の意見・要望を把握し、本町の新しい子育て支援策を検討するため、調査を実施しました。
調査対象	・本町在住の就学前児童がいる家庭の保護者 ・本町在住の小学生がいる家庭の保護者
調査期間	・令和6年3月14日～令和6年3月29日
調査方法	・郵送配布・回収

■調査票の回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の保護者向け	118	73	61.9
小学生の保護者向け	192	99	51.6

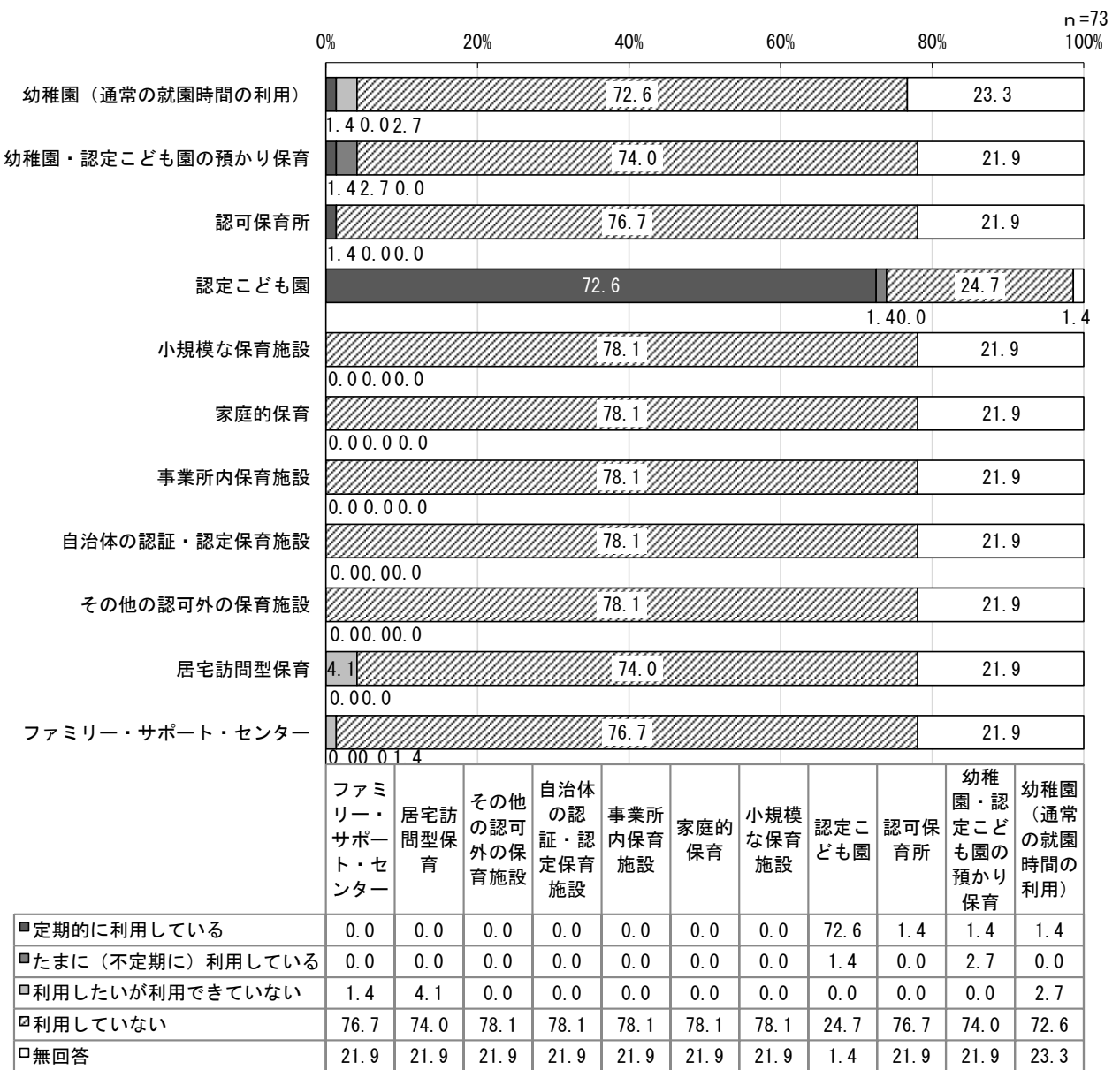
※百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

(2) 調査の結果概要 (就学前児童)

① 「定期的な」教育・保育事業の利用について

○ 「定期的な」教育・保育事業の利用状況

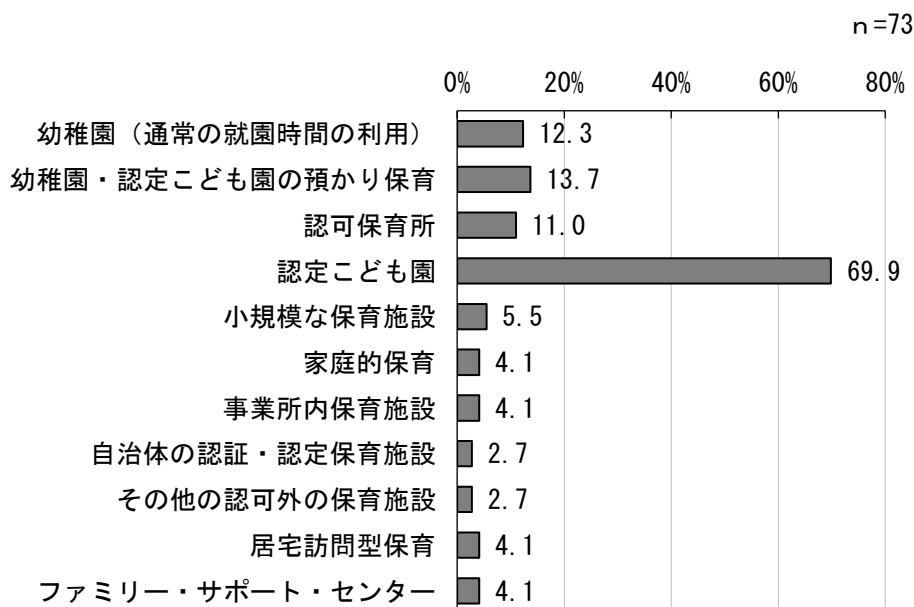
現在「定期的に」利用している事業は、「定期的に利用している」としては「認定こども園」が72.6%と最も多く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」、「認可保育所」がそれぞれ1.4%となっています。
 「利用していない」としては「小規模な保育施設」、「家庭的保育」、「事業所内保育施設」、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の認可外の保育施設」がそれぞれ78.1%と最も多く、次いで「認可保育所」、「ファミリー・サポート・センター」がそれぞれ76.7%となっています。



○今後の「定期的な」教育・保育事業の利用希望

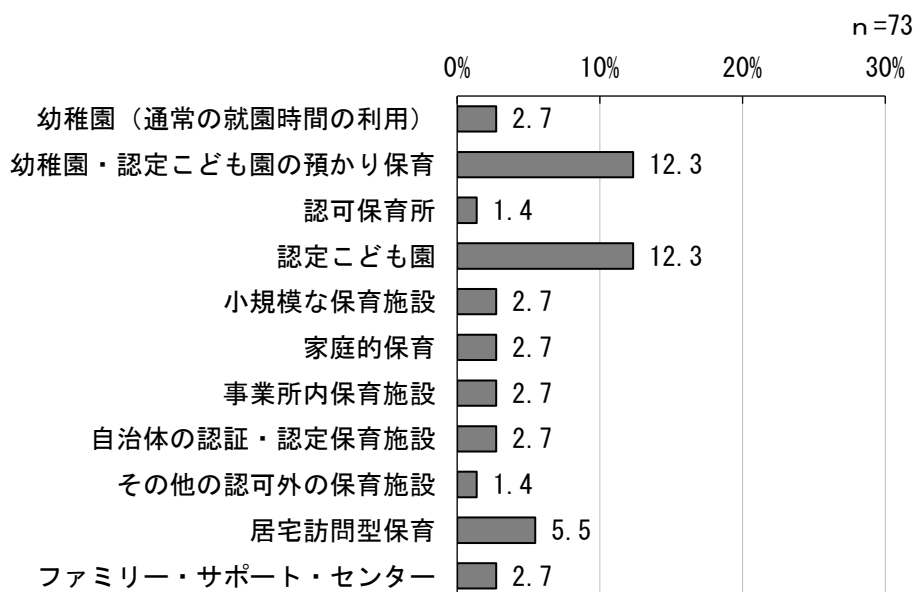
【平日】

平日の「定期的な」教育・保育事業の利用希望は、「認定こども園」が69.9%と最も多く、次いで「幼稚園・認定こども園の預かり保育」が13.7%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が12.3%となっています。



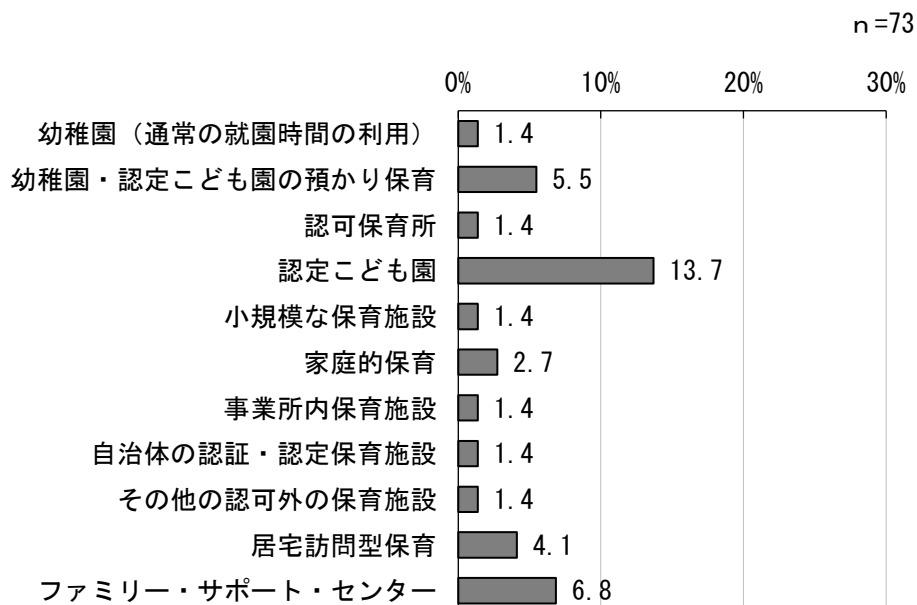
【お子さんの長期休業期間中】

お子さんの長期休業期間中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望は、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」、「認定こども園」がそれぞれ12.3%と最も多く、次いで「居宅訪問型保育」が5.5%となっています。



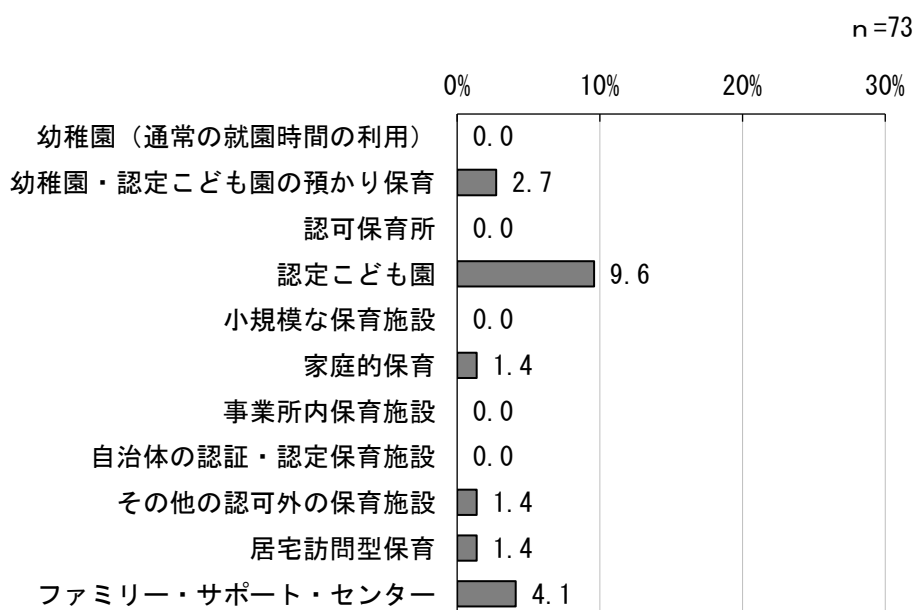
【土曜日】

土曜日の「定期的な」教育・保育事業の利用希望は、「認定こども園」が13.7%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が6.8%、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」が5.5%となっています。



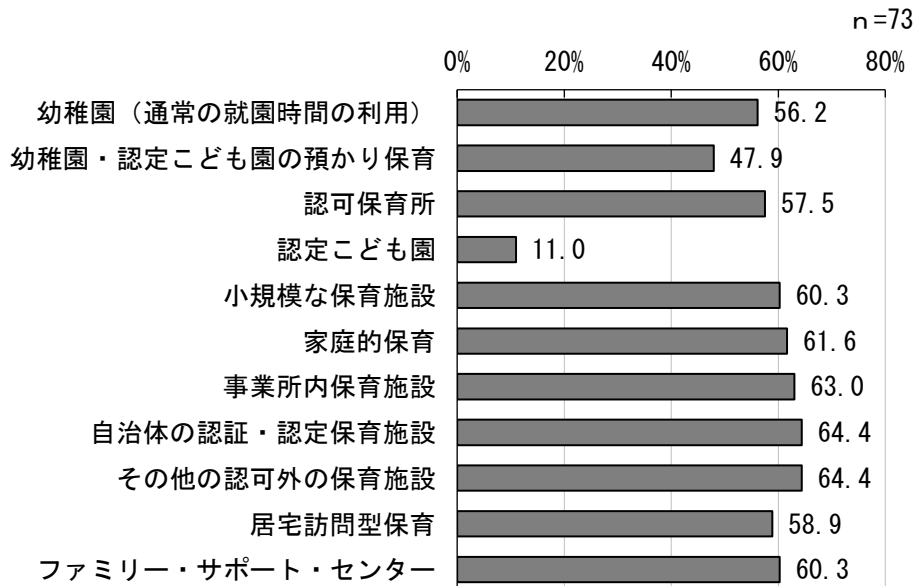
【日曜・祝日】

日曜・祝日の「定期的な」教育・保育事業の利用希望は、「認定こども園」が9.6%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が4.1%、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」が2.7%となっています。



【利用希望はない】

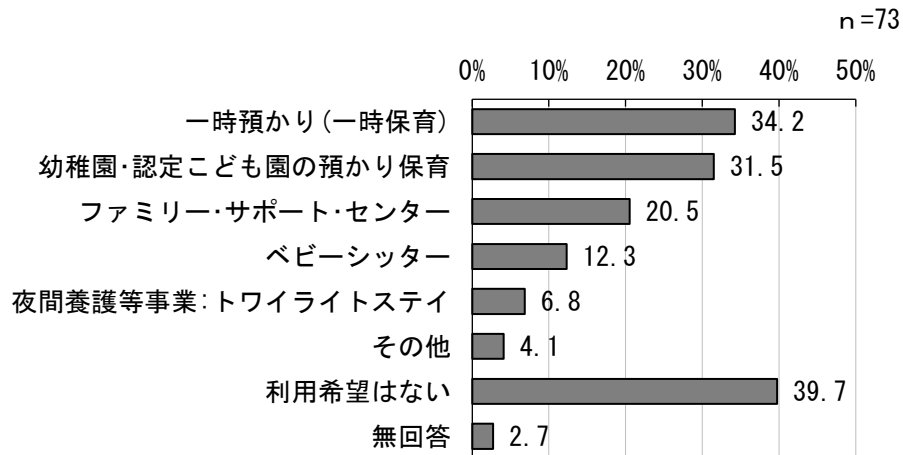
「定期的な」教育・保育事業の利用希望はないは、「自治体の認証・認定保育施設」、「その他の認可外の保育施設」がそれぞれ 64.4%と最も多く、次いで「事業所内保育施設」が 63.0%、「家庭的保育」が 61.6%となっています。



②「不定期」な教育・保育の利用状況について

○今後、不定期に利用したい一時預かり事業

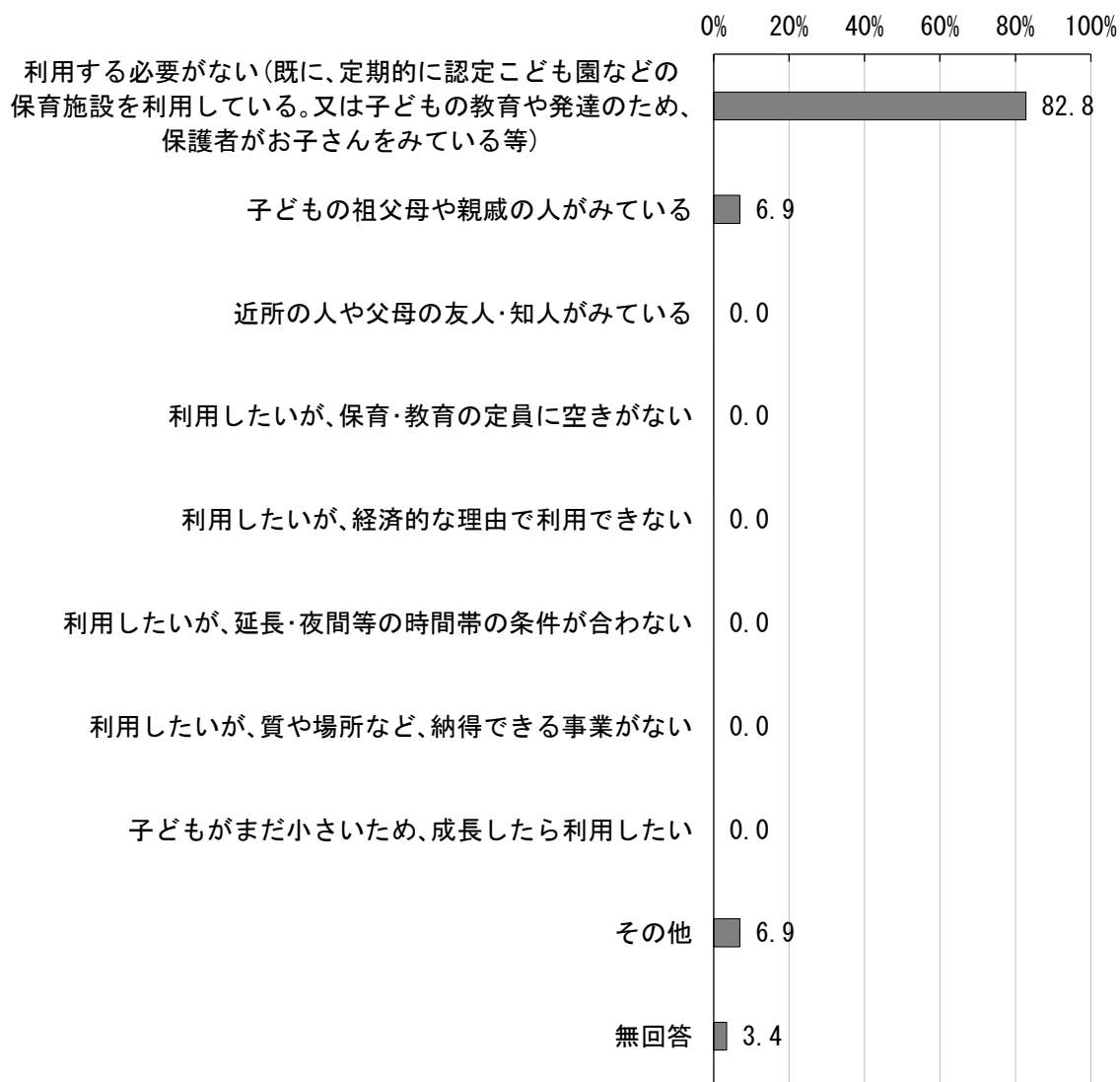
今後「不定期に」利用したい一時預かり事業の有無は、「利用希望はない」が39.7%と最も多く、次いで「一時預かり（一時保育）」が34.2%、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」が31.5%となっています。



○一時預かり事業の利用を希望しない理由

一時預かり（一時保育）事業の利用を希望しない理由は、「利用する必要がない（既に、定期的に認定こども園などの保育施設を利用している。又は子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」が82.8%と最も多く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」、「その他」がそれぞれ6.9%となっています。

n=29

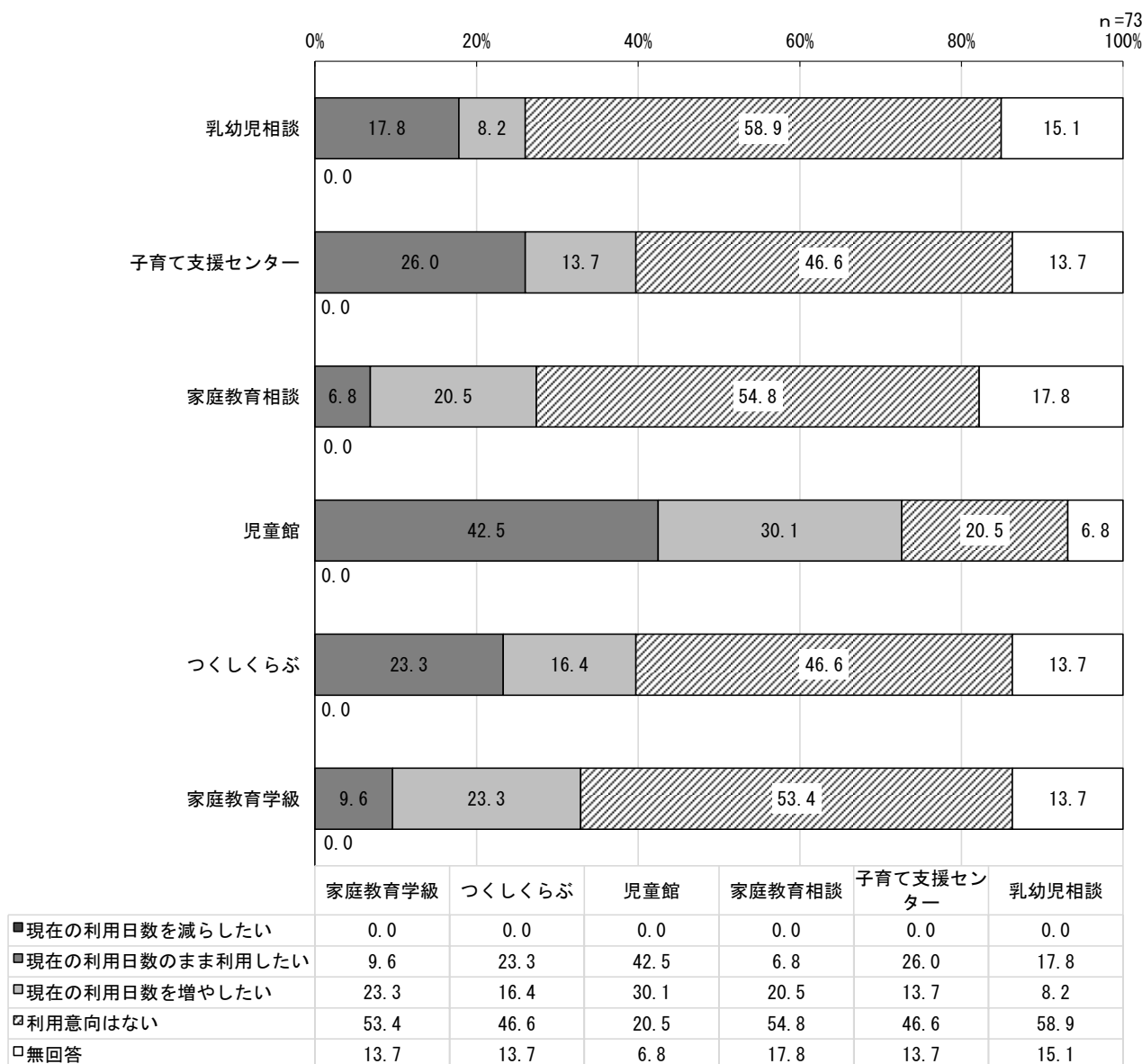


③地域の子育て支援事業の利用について

○地域の子育て支援事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業の利用希望は、「現在の利用日数のまま利用したい」としては、「児童館」が42.5%と最も多く、次いで「子育て支援センター」が26.0%、「つくしくらぶ」が23.3%となっています。

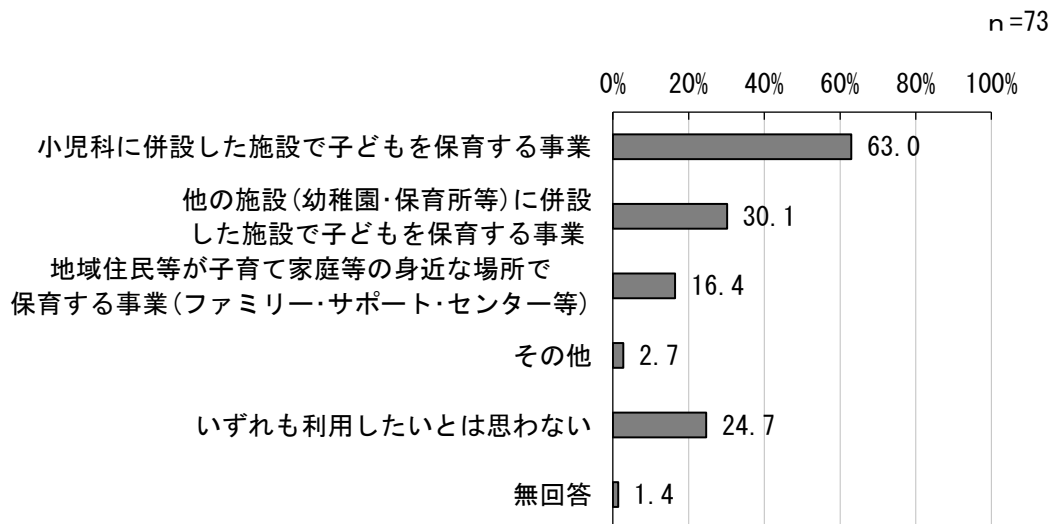
「利用意向はない」としては、「乳幼児相談」が58.9%と最も多く、次いで「家庭教育相談」が54.8%、「家庭教育学級」が53.4%となっています。



④お子さんの病気の際の対応について

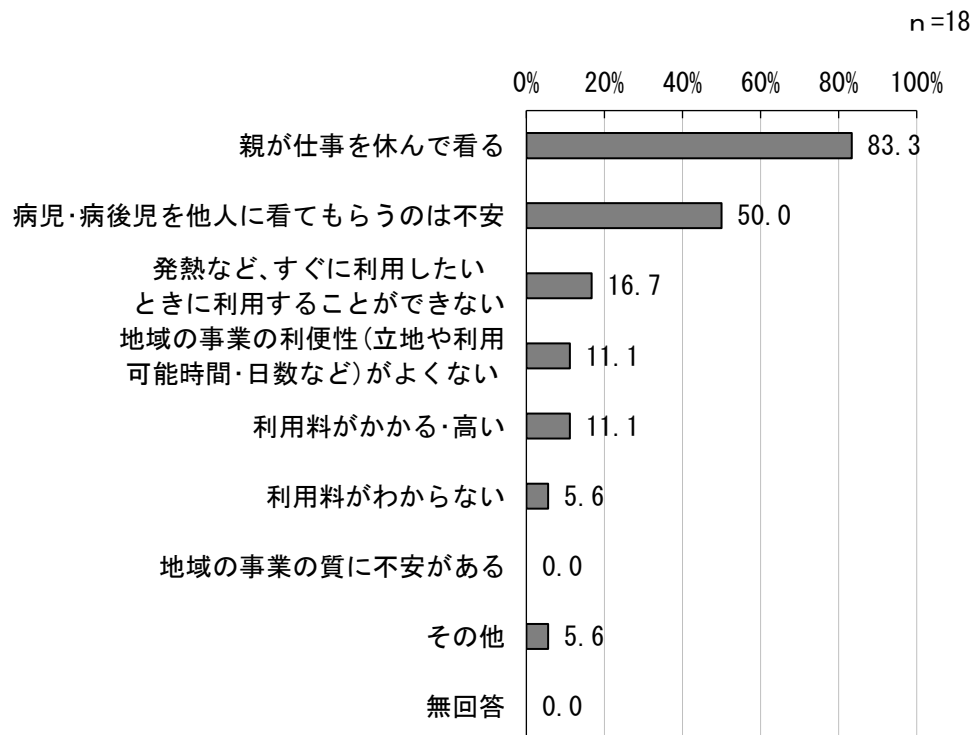
○病児・病後児保育施設の利用希望

利用したい病児・病後児のための保育施設等の利用希望は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が63.0%と最も多く、次いで「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」が30.1%、「いずれも利用したいとは思わない」が24.7%となっています。



○病児・病後児保育施設を利用したいと思わない理由

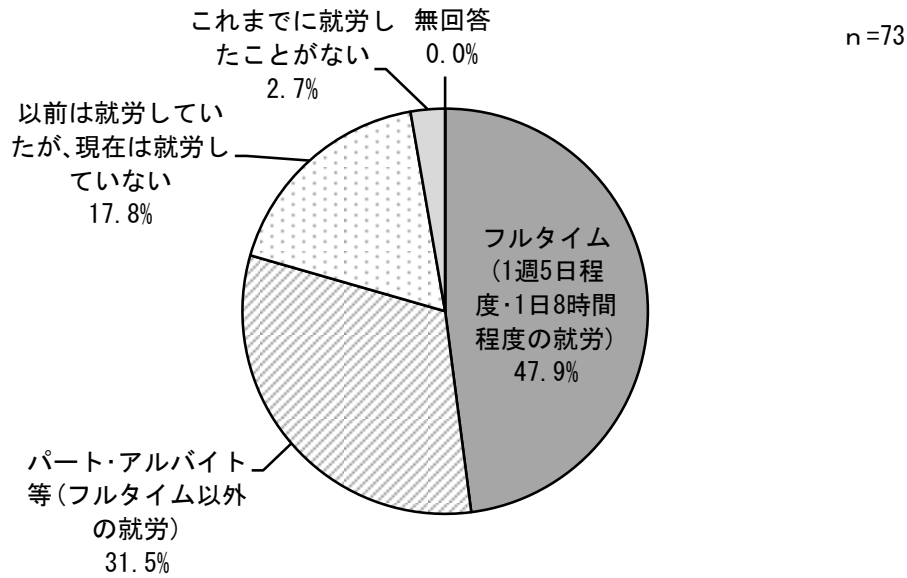
病児・病後児のための保育施設を利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んで見る」が83.3%と最も多く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が50.0%、「発熱など、すぐに利用したいときに利用することができない」が16.7%となっています。



⑤保護者の就労状況について

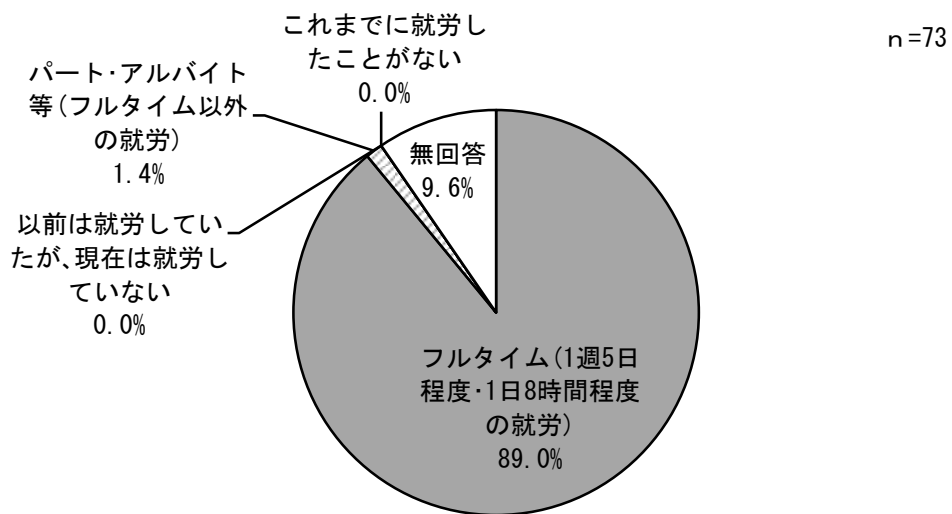
○母親の就労形態

母親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が47.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が31.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が17.8%となっています。



○父親の就労形態

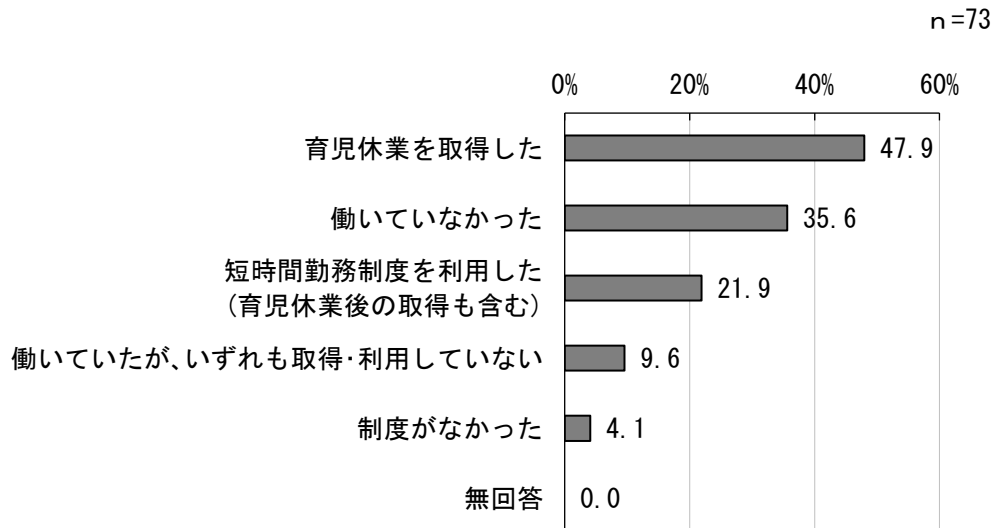
父親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が89.0%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が1.4%となっています。



⑥育児休業制度・短時間勤務制度の取得について

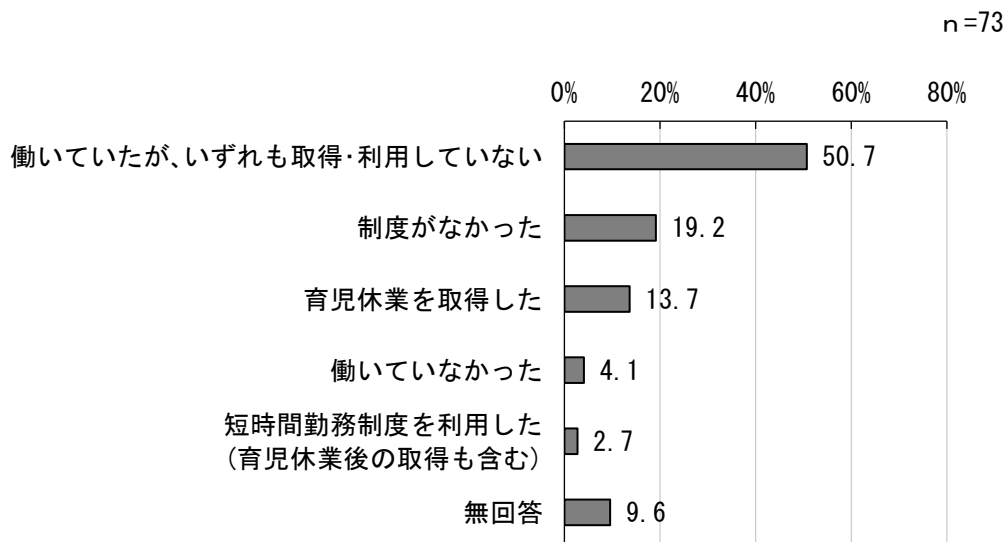
○母親の育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況

母親の育児休業制度・短時間勤務制度の利用の有無は、「育児休業を取得した」が47.9%と最も多く、次いで「働いていなかった」が35.6%、「短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）」が21.9%となっています。



○父親の育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況

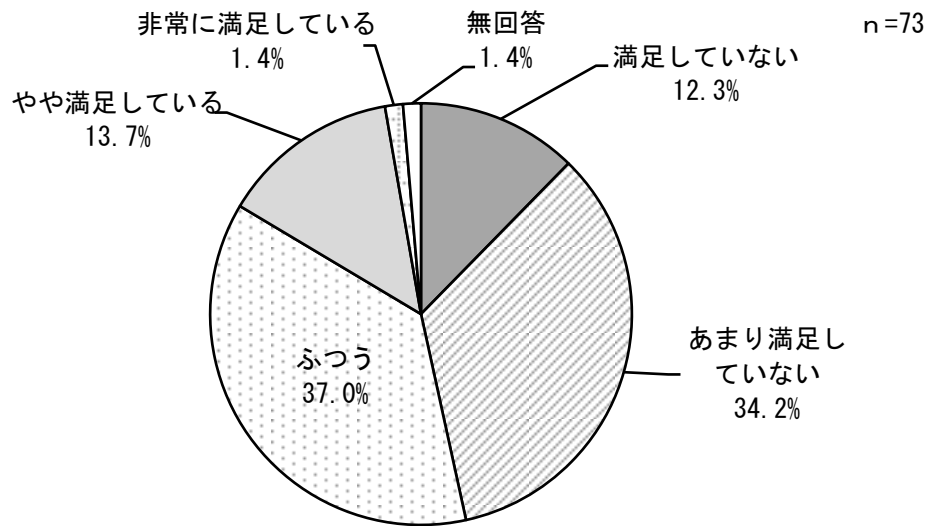
父親の育児休業制度・短時間勤務制度の利用の有無は、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」が50.7%と最も多く、次いで「制度がなかった」が19.2%、「育児休業を取得した」が13.7%となっています。



⑦御宿町の子育て環境や支援について

○子育て環境や支援への満足度

子育て環境や支援への満足度は、「ふつう」が37.0%と最も多く、次いで「あまり満足していない」が34.2%、「やや満足している」が13.7%となっています。

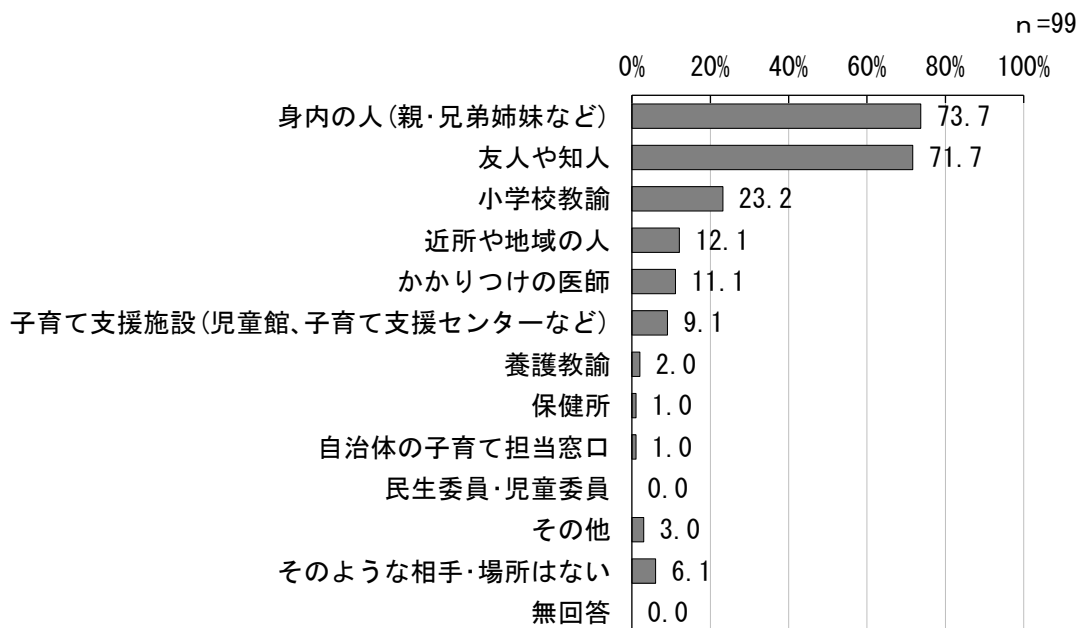


(3) 調査の結果概要（小学生）

①子どもの育ちをめぐる環境について

○子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

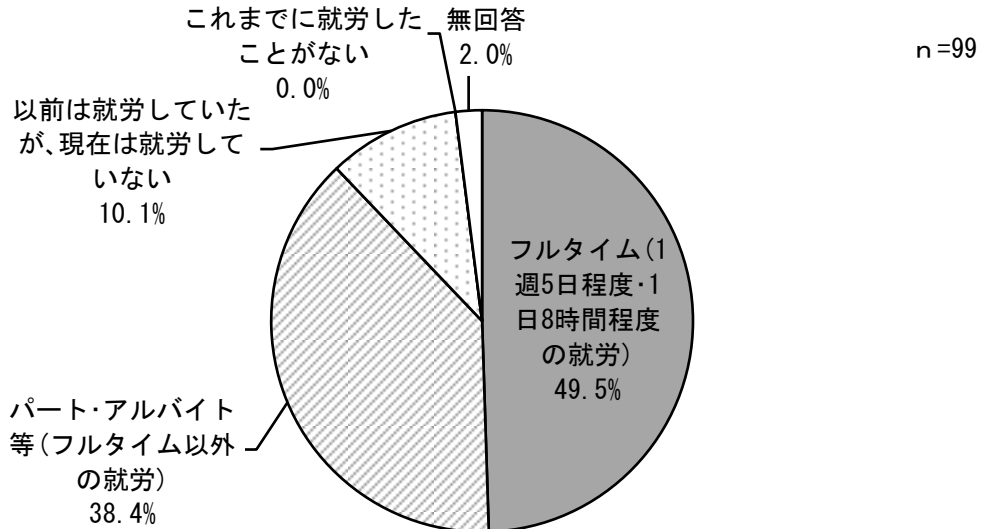
子どものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所は、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が73.7%と最も多く、次いで「友人や知人」が71.7%、「小学校教諭」が23.2%となっています。



②保護者の就労状況について

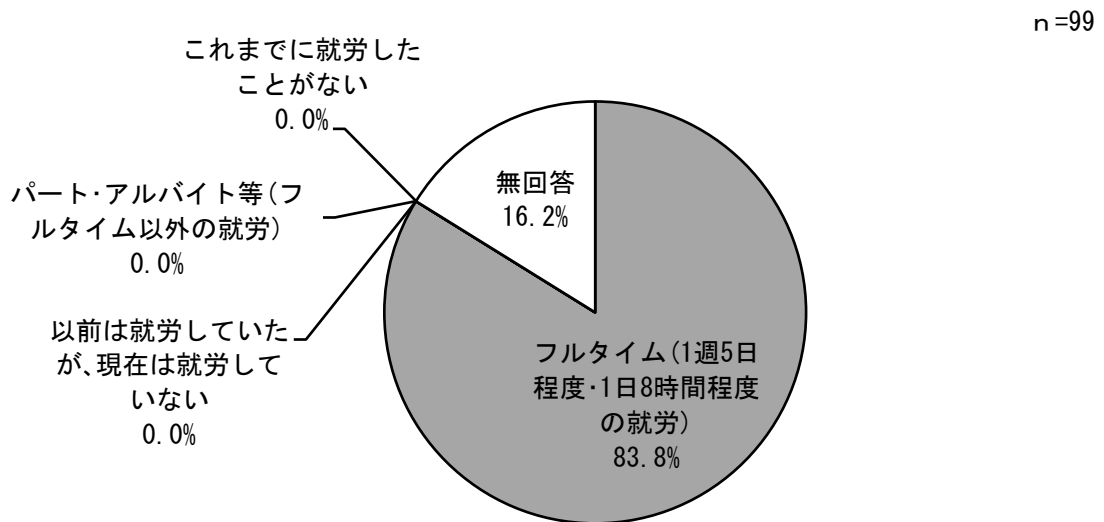
○母親の就労形態

母親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が49.5%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が38.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10.1%となっています。



○父親の就労形態

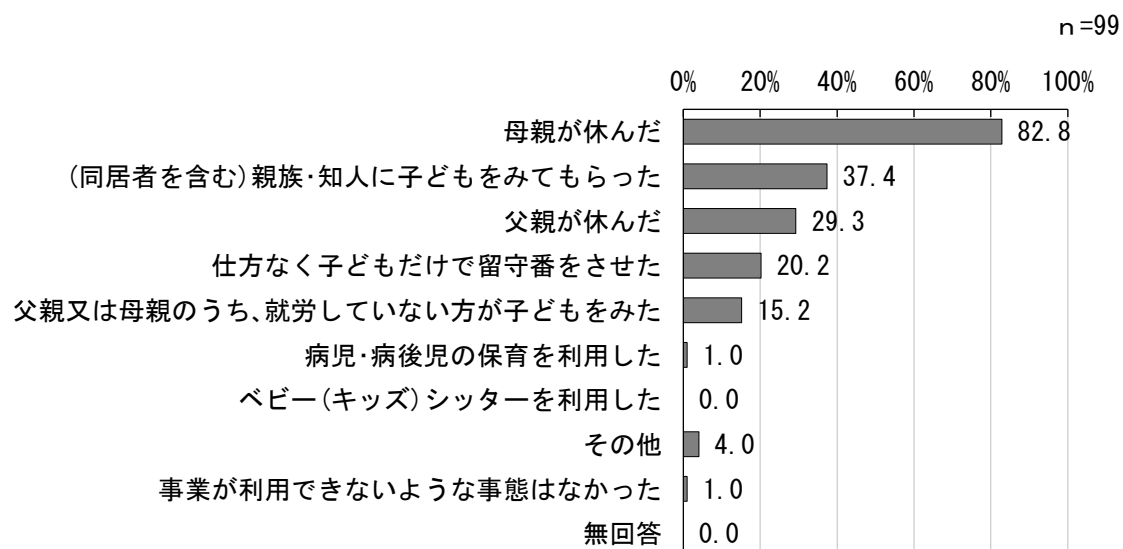
父親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が83.8%となっています。



③お子さんの病気やけがの際の対応について

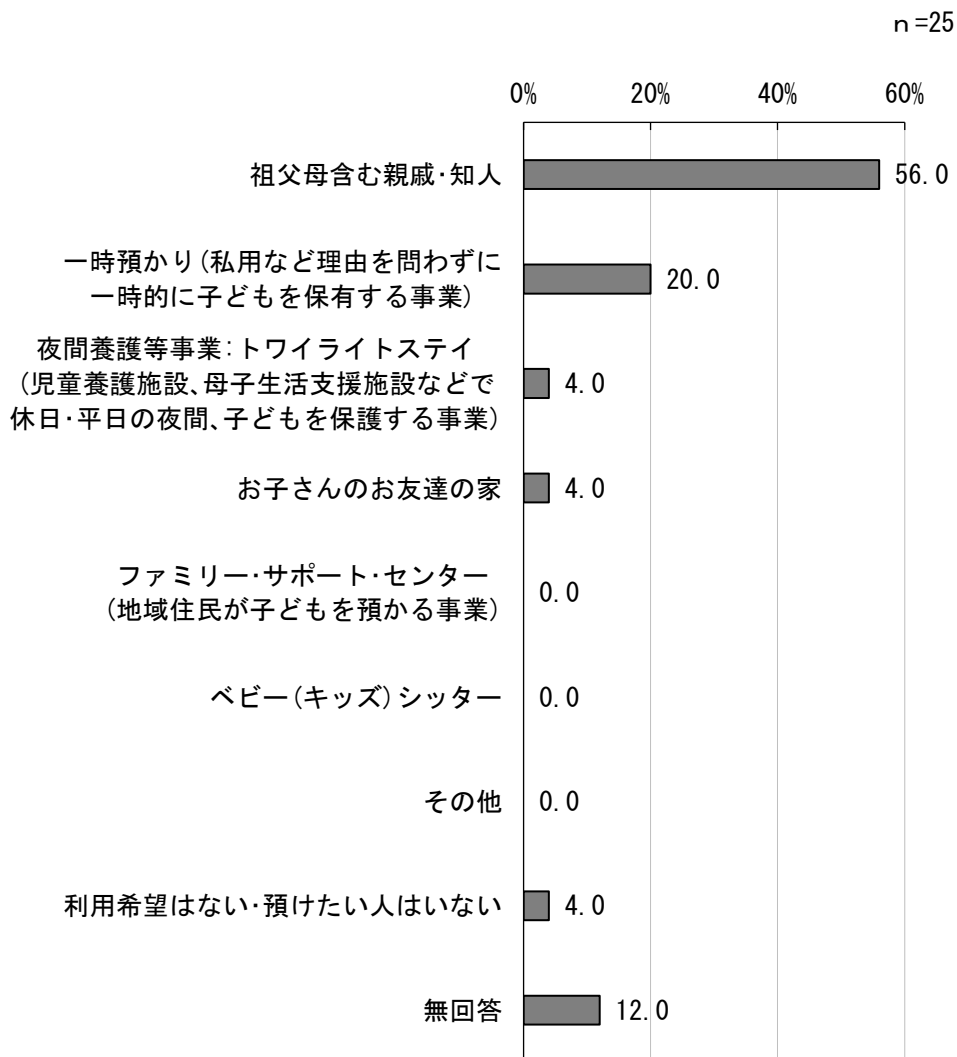
○お子さんが病気やけがの際行った対処方法

お子さんが病気やけがの際、この1年間に行った対処方法は、「母親が休んだ」が82.8%と最も多く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が37.4%、「父親が休んだ」が29.3%となっています。



④お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
 ○お子さんを預ける際に利用したい事業

お子さんを家族以外に預ける場合に利用したい事業は、「祖父母含む親戚・知人」が56.0%と最も多く、次いで「一時預かり（私用など理由を問わずに一時的に子どもを保有する事業）」が20.0%、「夜間養護等事業：トワイライトステイ（児童養護施設、母子生活支援施設などで休日・平日の夜間、子どもを保護する事業）」、「お子さんのお友達の家」、「利用希望はない・預けたい人はいない」がそれぞれ4.0%となっています。

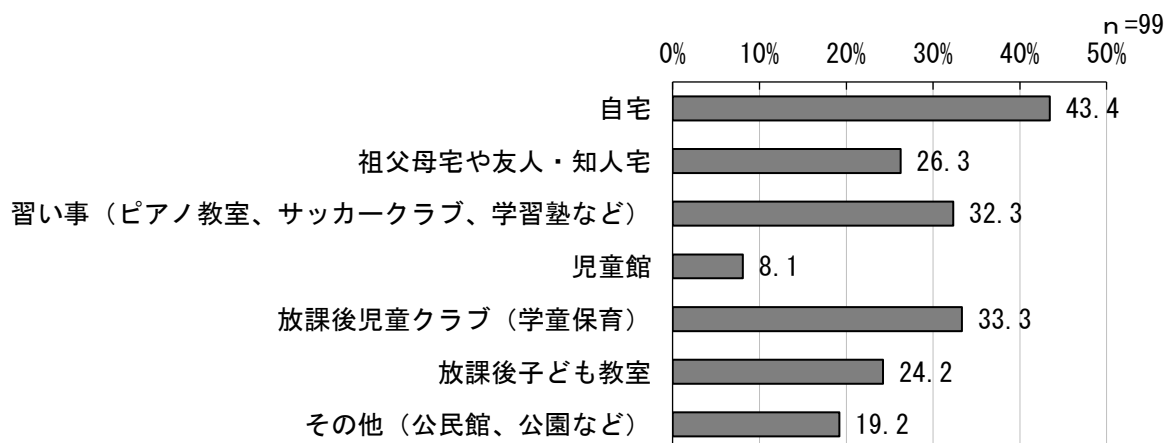


⑤放課後の過ごし方について

○放課後過ごさせたい場所

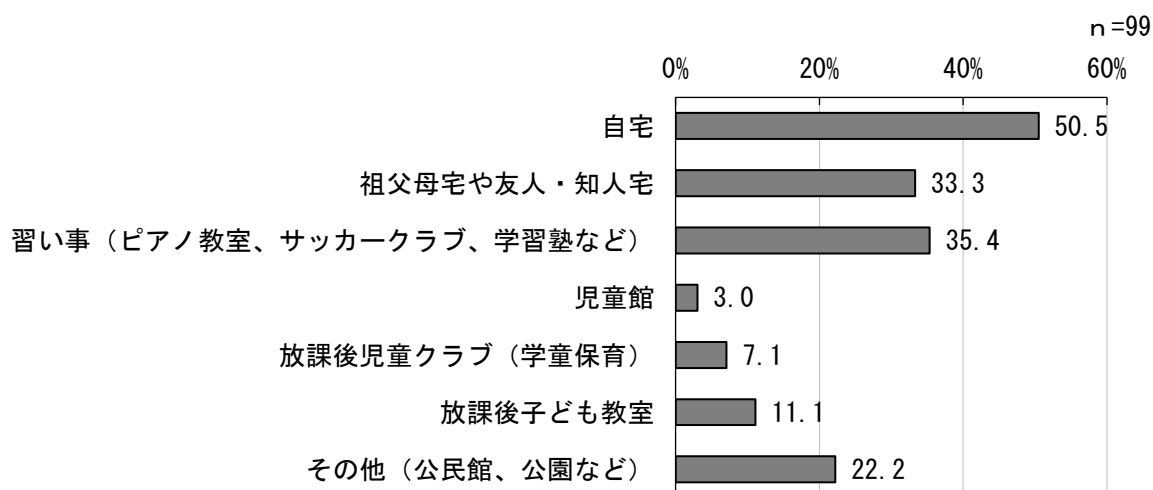
【1～3年生】

1～3年生での放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が43.4%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が33.3%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が32.3%となっています。



【4～6年生】

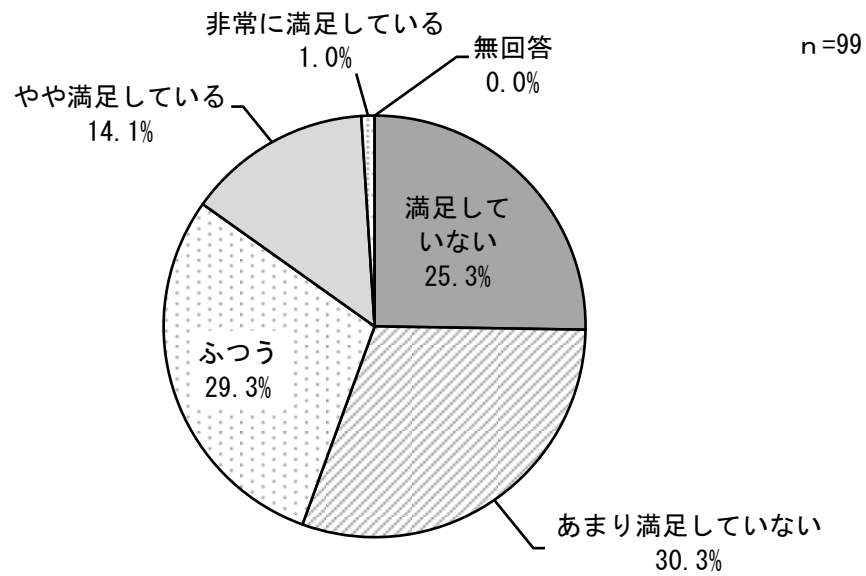
4～6年生での放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が50.5%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が35.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が33.3%となっています。



⑥御宿町の子育て環境や支援について

○子育て環境や支援の満足度

子育て環境や支援への満足度は、「あまり満足していない」が30.3%と最も多く、次いで「ふつう」が29.3%、「満足していない」が25.3%となっています。



7 アンケート調査結果のまとめ

●「定期的な」教育・保育事業

「定期的な」教育・保育事業について、「認定こども園」を利用していると答えた就学前児童保護者は72.6%でした。

平日の利用の希望については「認定こども園」は約7割、「幼稚園・認定こども園の預かり保育（13.7%）」、「幼稚園（12.3%）」、「認可保育所（11.0%）」、「小規模な保育施設（5.5%）」、「家庭的保育」と「事業所内保育施設」はそれぞれ4.1%の方が利用を希望しています。

また、「認定こども園」については、子どもの長期休業期間中に12.3%、土曜日については13.7%の方が利用を希望しており、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」についても長期休業期間中は12.3%、土曜日の利用を5.5%の方が希望しています。

●「不定期的な」教育・保育事業

不定期に利用したい一時預かり事業について、約4割の就学前児童保護者が「利用希望はない」と答えていますが、その一方で「一時預かり」については34.2%の方が、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」は31.5%、「ファミリー・サポート・センター」は約2割の方が今後利用したいと答えています。利用を希望しない理由としては「利用する必要がない（既に、定期的に認定こども園などの保育施設を利用している。又は子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」と答えた方が多くなっています。

小学生保護者では不定期的教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等について「祖父母含む親戚・知人」と答えた方が半数以上となっています。

●病児とその家族を支える事業

利用したい病児・病後児保育の事業について、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」と答えた就学前児童保護者は63.0%、「他の施設（幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業」と答えた方は約3割でした。一方で、24.7%の方が「いずれも利用したいとは思わない」と答えています。利用を希望しない理由としては、「親が仕事を休んで看る」が最も高くなっています。また、半数の方が「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」と答えています。

小学生保護者では、子どもが病気やけがの際行った対処方法として、「母親が休んだ」と答えた方が最も多く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が37.4%となっています。

●放課後の過ごし方

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、小学生保護者では、1～3年生時においては「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」、4～6年生時においては「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が高くなっています。1～3年生、4～6年生いずれも「自宅」が高くなっていますが、1～3年生時において「放課後児童クラブ（学童保育）」が33.3%に対し、4～6年生時は7.1%となっています。

●子育てと子育て環境

本町の子育て環境や支援への満足度は、就学前児童保護者では「ふつう」が37.0%、「やや満足している」が13.7%となっています。一方で、「満足していない」「あまり満足していない」は合わせて46.5%となっています。小学生保護者では「ふつう」、「あまり満足していない」が共に約3割となっており、「満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた割合は就学前児童保護者に比べて、9.1%高くなっています。

子育て支援事業の利用希望としては、就学前児童保護者からの「現在の利用日数のまま利用したい」という回答は「児童館」が42.5%と最も多く、次いで「子育て支援センター」が26.0%となっています。また、「利用意向はない」という回答では「乳幼児相談」が58.9%と最も多くなっています。

小学生保護者の子どもや子育てに関する相談先は、「身内の人(親・兄弟姉妹など)」が73.7%、「友人や知人」が71.7%と高くなっているのに対し、「自治体の子育て担当窓口(1.0%)」や「子育て支援施設(児童館、子育て支援センターなど)(9.1%)」などは低くなっています。

第4章 次世代育成支援行動計画

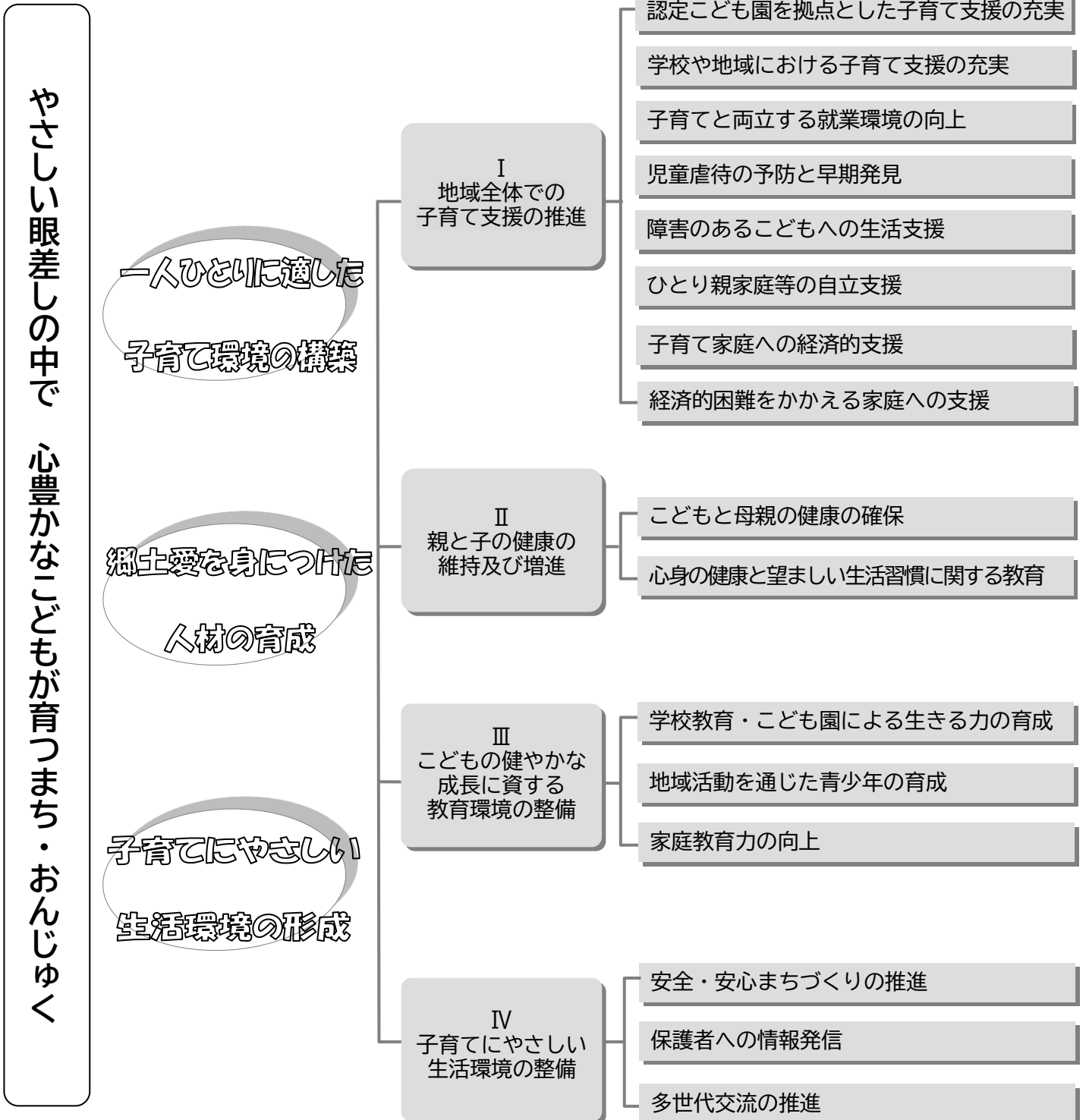
「次世代育成支援行動計画」は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりを進めるための計画です。現行計画の実施状況を踏まえ、基本的には現行計画の「基本方針」、「施策体系」を引き継ぎ策定することとし、必要に応じて、実情に合わせ修正していきます。

【基本理念】

【基本目標】

【施策方針】

【推進施策】



1 基本目標

基本目標1 一人ひとりに適した子育て環境の構築

現代社会では、家庭のライフスタイルや子育てに対する支援のニーズが多様化しています。このため、本町では、多様化する家族の形に対応するために、住民、地域、行政、関係機関が連携し、それぞれの子どもや家庭に最適な子育て環境を整える取組を進めていきます。

【施策方針Ⅰ】 地域全体での子育て支援の推進

子育て支援サービスの充実を目指し、行政、地域住民、民間団体が連携して子育てしやすい環境の整備に取り組みます。また、教育費や医療費に対する経済的支援を行うことで、子育て家庭の負担軽減を図ります。

【施策方針Ⅱ】 親と子の健康の維持及び増進

出産から成長まで、ライフステージに合わせて母子が健康で安心して生活できるように、相談対応や産科医療機関との連携による産後ケアの提供など、保健・医療面での支援に取り組みます。

基本目標2 郷土愛を身につけた人材の育成

時代の移り変わりとともに、就労や結婚、家庭生活、子育てに関わる環境や多様な価値観が少しずつ変化していく中、本町で生まれ育つ子どもたちが郷土への深い愛情を抱き、広い視野と豊かな心を育むことができるよう、学校・地域・家庭・行政が連携して人材育成のための環境整備に取り組みます。

【施策方針Ⅲ】 こどもの健やかな成長に資する教育環境の整備

未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、個性を豊かに育むことができるよう、教育の充実や施設の整備を進めていきます。また、幼少期から社会性や国際感覚を養うための多彩な事業にも取り組みます。

基本目標3 子育てにやさしい生活環境の形成

少子化が進む現代において、子育てを支える住環境の整備が重要視されています。本町では、子育てに適したまちづくりを目指し、子どもたちとその家族が安心して安全かつ快適に生活できる環境の充実に取り組みます。

【施策方針Ⅳ】 子育てにやさしい生活環境の整備

子どもたちが安心して集まれる環境を整えるとともに、公園の維持管理や道路の安全性向上に取り組みます。また、保護者への情報提供を充実させ、各種サービスや行事の案内を行い、多世代が交流できる機会を促進することで、子育てにやさしい生活環境の整備を目指します。

2 施策方針

本計画では、基本理念を実現するために、3つの基本目標に向けて、次の4つを施策方針として、総合的に施策を推進します。

(1) 地域全体での子育て支援の推進

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行に伴い、地域のつながりが希薄化する中で、子育て家庭が孤立してしまうことが課題となっています。孤立した状況で子育てをする親が増えることで、ストレスや負担が高まり、それを軽減するためには地域全体で子どもを育てる仕組みづくりが重要です。また、女性の社会進出や共働き家庭の増加により、仕事と子育ての両立を支援する社会の実現が求められています。

【施策の取組】

アンケート結果では、未就学児の育児では「不安や負担」が31.3%で最多だった一方、就学児の育児では「楽しい」が38.4%と最多で、ポジティブな傾向が強いことが分かりました。この結果を踏まえ、保育サービスの充実だけでなく、地域全体で子育てがしやすい支援体制の整備に取り組みます。

また、子育てと仕事の両立を支援し、働く親の負担を軽減するために、保育ニーズに応じたサービスの拡充を図ります。就労状況にかかわらず、全ての家庭が安心して子育てできるよう、児童館や認定こども園での情報提供、相談支援、地域交流活動の充実も進めます。

さらに、経済的・社会的支援が必要な家庭には、状況に寄り添ったサポートを行い、児童虐待防止に向けた取組も強化します。育児不安の軽減や虐待防止の啓発、関係機関との連携を通じて、早期発見・早期対応に努めます。

(2) 親と子の健康の維持及び増進

【現状と課題】

妊娠・出産期における女性の負担は依然として大きく、妊娠中の健康状態が母親や胎児に与える影響は非常に重要です。そのため、子どもを健やかに育てるためには、産前から産後まで一貫した支援が求められます。

【施策の取組】

妊娠・出産の環境整備に努めるとともに、母親の育児や発達に関する不安を軽減し、安心して子育てができるよう保健事業や相談事業を充実させます。就学前児童アンケート調査では「病気や発育・発達」や「食事や栄養」に関する悩みが多く、健康への関心が高いことが分かっています。これを受け、母子の健康を守るための保健事業を推進します。

また、思春期には喫煙・薬物、性や心身の健康について正しい知識を得られる健康教育を実施します。妊娠期から学童期まで、各ライフステージに応じた保健福祉事業に取り組み、食育を通じて心身の健全育成や家族の絆を深める活動も進めます。

(3) こどもの健やかな成長に資する教育環境の整備

【現状と課題】

社会や生活環境が大きく変化する中で、将来にわたって子どもたちが夢を持ち、自ら学び考え目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、「生きる力」を身につけることが重要です。そのためには、知識や技能の習得だけでなく、思考力や判断力、表現力を養い、学びに向かう力・人間性の涵養という資質・能力の育成が求められます。また、他者への思いやりや自然を大切にすることを育み、心身の健康を保ちながら成長できる環境づくりが必要です。さらに、小学生のいる家庭を対象としたアンケート調査では、「こどもの将来の教育費」や「こどものしつけ」に関する悩みが上位に挙げられており、こどもの教育やその環境について不安を抱える保護者が一定数いることが明らかになっています。

【施策の取組】

本町の豊かな自然や地域環境を生かし、多様な学習や体験の機会を提供するとともに、地域住民との交流を通じて、本町への愛着を深め、豊かな人間性や思いやりの心を育むことを目指します。また、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を充実させるため、特別支援教育支援員やスクールカウンセラーを学校に配置し、より良い教育環境の整備を進めます。さらに、グローバル化に対応するために外国語教育の推進や、異文化交流を促進するための支援活動にも力を入れていきます。

(4) 子育てにやさしい生活環境の整備

【現状と課題】

子育て家庭にやさしい生活環境を整えるためには、交通事故や犯罪の防止に向けた取組も欠かせません。アンケート結果をみると、小学生を持つ保護者からは「暗い通りや見通しの悪い場所が多く、子どもが犯罪に巻き込まれるのではないかと心配」や「歩道や信号が整備されていない道が多く、安全面で不安がある」などの声が多く寄せられています。これを踏まえ、地域内での安全対策を含むハード面での子育て環境の整備を進める必要もあります。

また、アンケート結果から、子育てに必要な情報の入手方法として「インターネット」と回答した保護者が最も多く、情報発信については保護者に伝わりやすい方法を検討する必要があります。

【施策の取組】

安全で安心なまちづくりを実現するため、交通安全教室の実施や、ボランティアと連携したパトロール活動を展開するとともに、インフラ整備などのハード面での環境整備にも取り組んでいきます。

また、保護者向けのイベントや、インターネット等を活用した子育て支援サービスに関する情報提供を行うほか、多世代交流を促進し、子育て家庭が孤立することなく、人々がつながりを持てる子育て環境を整備するなど、ソフト面での環境整備にも力を入れていきます。

3 施策方針ごとの事業

施策方針ごとの事業は次のとおりです。なお、事業は制度改正や他の計画との関連、町の財政状況等により変更することがあります。

(1) 地域全体での子育て支援の推進

①認定こども園を拠点とした子育て支援の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの提供体制を整備・充実させるとともに、地域との積極的な交流を進めます。さらに、併設の子育て支援センターを活用し、認定こども園に通っていないこども同士や子育て中の親同士が交流できる場を設け、子育ての拠点としての役割を強化します。

事業名	事業内容	担当課
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設として、保護者の就労等により保育が必要な生後6か月から就学前のこども（2号・3号認定）と、それ以外の3歳以上就学前のこども（1号認定）を受け入れます。 園の行事等の中で多世代交流や地域との交流を推進します。	保健福祉課
園庭の開放	月2、3回のペースで計画的に認定こども園の園庭を開放し、併せて呼び掛けを行うことで、園児と認定こども園に入園していないこどもとの交流を図ります。	保健福祉課
子育て支援センター (認定こども園内)	こどもたちが自由に遊び、親同士が交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談・援助、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を行います。さらに、児童館や保健予防担当と連携し、親子を対象とした行事や相談事業を実施します。	保健福祉課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	こども園に入園していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行うため、月の利用枠の範囲内で就労要件を問わず柔軟に利用できる通園制度を開始します。 (令和8年度以降の実施を検討)	保健福祉課

②学校や地域における子育て支援の充実

こどもが安全に過ごせる環境を学校や地域で提供することに努めます。また、親子が楽しく触れ合える場や、子育てに関する悩みを気軽に相談できる場所、地域の大人たちと交流できる機会を充実させます。さらに、情報提供を行うことで、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
児童館	児童が自由に遊べる場所を提供し、様々な遊びや創作活動等を通じて児童の健全な育成に努めます。	保健福祉課
放課後子ども教室	放課後における「こどもの居場所」として、公民館で実施します。地域の大人たちと協働して、こどもたちの体験活動、地域住民との交流活動を支援します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	児童館や子育て支援センターを活用し、地域における子育て親子の交流、プレママ相談（妊婦相談）や乳幼児相談などの子育てに関する相談・援助の場を提供するとともに、講演や指導を通じて情報の提供を行うほか、各種行事を実施し、安心して子育てができる環境整備を促進します。	保健福祉課
主任児童委員家庭訪問	保健師と連携し、生後6か月～1歳未満のこどものいる家庭に主任児童委員が家庭訪問します。	保健福祉課

③子育てと両立する就業環境の向上

保護者の仕事中等に安心してこどもを預けることができる場所を提供するとともに、こども園における主食の提供や送迎バスの運行などのサービスを実施します。

事業名	事業内容	担当課
通常保育	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、認定こども園において保育します。	保健福祉課
延長保育	保護者の就労形態の多様化等に対応するため、通常保育の時間を延長して保育します。	保健福祉課
土曜保育	保護者の就労等により土曜日に保育が必要な場合、希望により認定こども園において保育します。	保健福祉課
一時保育	保護者の急用、通院等により、家庭において一時的にこどもの保育ができない場合、認定こども園において保育します。	保健福祉課
こども園給食での主食提供	保護者の負担軽減を図るため、認定こども園の給食において主食を提供します。	保健福祉課
送迎バスの運行	小学校や認定こども園へのこどもの送迎の負担を軽減するため、業者委託により送迎バスを運行します。	教育課 保健福祉課
放課後児童クラブ	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学1～6年生の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を促します。	保健福祉課
病児保育事業	子育てと就労の両立支援として、児童が病気の療養中や病気回復期にあり、かつ保護者の勤務の都合等により自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育する病児保育事業を医療機関に委託し実施します。	保健福祉課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において、児童の預かり等の援助を希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施するファミリー・サポート・センター事業を開始します。 （令和7年度中の実施を検討）	保健福祉課

④児童虐待の予防と早期発見

乳幼児への相談や健診、家庭訪問などの機会を活用し、子育てに関する相談支援を行うとともに、御宿町虐待等防止ネットワークの強化を進め、虐待の早期発見に努めます。また、保護者や関係機関への啓発活動を行うだけでなく、一般住民にも児童虐待に関する正しい知識や情報を広めることで、地域全体での虐待防止活動につなげます。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児相談・健診	妊娠期から切れ目のない見守り・支援を実施していくため、乳幼児の相談やプレママ相談（妊婦相談）、健診事業において、母子の健康や育児についての相談・情報提供を行うとともに、健診未受診者には電話連絡等で受診勧奨や状況確認を行います。また、虐待が疑われる場合は、状況把握に努め、必要に応じて関係機関につなげます。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問を実施し、保健事業に関する情報提供や支援機関へのつながりのきっかけづくりを行います。	保健福祉課
御宿町虐待等防止ネットワーク	保健・福祉・教育をはじめ、警察、保健所、児童相談所などの関係機関との連携を図り、情報を共有するなどネットワークの充実に取り組みます。	保健福祉課
児童虐待防止に関する正しい知識の周知	保護者や関係機関への啓発だけでなく、チラシ等を配布するなど一般住民の方にも児童虐待に関する情報を提供していきます。	保健福祉課
こども家庭センターの設置	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し一体的に相談支援を行うため、児童福祉と母子保健の機能を有したこども家庭センターを設置します。 （令和8年度以降の設置を検討）	保健福祉課

⑤障害のあるこどもへの生活支援

各種手当や医療費の助成等の経済的援助を行うとともに、申請に応じて補装具や日常生活用具の交付、通所支援費の給付など、各家庭の状況に応じた支援を、適切に提供します。

事業名	事業内容	担当課
特別児童扶養手当（国事業）	精神又は身体に障害を有する児童を養育している方に、手当を支給します。	保健福祉課
障害児福祉手当（国事業）	重度の障害を有し在宅で生活する児童に対し、手当を支給します。	保健福祉課
補装具の交付・修理	身体に障害のある児童に対し、その身体機能を補うために補装具の交付又は修理を行います。	保健福祉課
重度心身障害者（児）医療費等助成事業	重度の障害のある児童に対し、健康の保持と生活の安定を図ることを目的に、医療費等の一部を助成します。	保健福祉課
障害者（児）日常生活用具給付事業	障害を有し在宅で生活する児童の日常生活を支援するため、浴槽、入浴補助用具、歩行支援用具等の日常生活用具を給付します。	保健福祉課
福祉タクシー券交付制度	重度の障害を有し在宅で生活する児童の外出を支援するため、タクシー券を交付します。	保健福祉課
障害児相談支援	専門の相談員がサービス利用に係る計画作成事業所との連絡調整、サービス利用状況の検証（モニタリング）等を実施します。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
障害児通所支援	サービス事業所において、日常生活における基本動作の指導や、技能の付与、集団生活への適応訓練等、専門的な支援を実施します。	保健福祉課
心身障害者扶養年金制度 (県事業)	心身に障害がある児童を扶養している方が県に掛金を拠出することで、扶養者に万一のことがあった場合に、後に残された児童に対し年金を給付します。	保健福祉課
医療的ケア児等への支援	関係機関が連携し、医療的ケア児等が適切な支援を受けることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。また、夷隅圏域内の協議の場において、課題の共有やニーズ等の把握、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。	保健福祉課
障害福祉のしおり配布	障害のある方や子どもに対するサービスをまとめた障害福祉のしおりを障害者手帳交付時や対象者からの相談の際に配布し、制度の周知を図ります。	保健福祉課
特別支援ガイドブック「コスモス」配布	御宿町・いすみ市・勝浦市・大多喜町（夷隅圏域）で作成した、夷隅圏域に居住又は通学する児童及び保護者の方へ向けた福祉サービスのガイドブックを窓口で配布するほか、町ホームページにも掲載します。	保健福祉課

⑥ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の自立支援のため、各種サービスを提供するとともに、支援を必要としている家庭に適切なサービスが行き届くよう、事業の周知に努めます。

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等医療費等助成事業	年度末時点で18歳までの児童（障害者は20歳）を監護している母子家庭の母、父子家庭の父及び児童に関して医療費等の一部を助成します。	保健福祉課
児童扶養手当 (国事業)	離婚等により父子家庭や母子家庭となった方や、両親がいない児童を親に代わって養育している方などを対象に、手当を支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭入学祝い金配当事業	ひとり親家庭の児童が小学校又は中学校に入学する際に祝金を支給します。	社会福祉協議会

⑦子育て家庭への経済的支援

全ての子育て家庭が安心して子育てに取り組める環境を整えるため、出産や養育を行う保護者への祝い金支給、高校生の通学定期券購入費用の補助、医療費助成などを実施しています。また、小中学生を対象に修学旅行費用の補助を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図っています。さらに、これらの助成サービスを広く周知し、内容の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
児童手当	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的として、高校生年代までの児童を養育している方に手当を支給します。	保健福祉課
出産育児祝い金	少子化対策の一環として、子どもを出産し養育する保護者に祝い金（10万円）を支給します。	保健福祉課
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実に努めるとともに、保護者の経済的負担を軽減するために、高校生までの医療費を全額助成します。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
高校生通学定期券購入費補助	町内から通学する高校生のいる世帯の経済的負担を軽減することで、子育て環境の向上を図ることを目的として、通学定期券購入費の一部を補助します。	保健福祉課
小中学生修学旅行費用助成	御宿小・中学校（特別支援学校の小学部及び中学部も含む。）修学旅行費用に対し、小学生1人あたり6千円、中学生1人あたり2万3千円を助成します。	教育課
児童インフルエンザ予防接種費用助成事業	高校生年代までのこどものインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。	保健福祉課
ひとり親家庭等医療費等助成事業【再掲】	年度末時点で18歳までの児童（障害者は20歳）を監護している母子家庭の母、父子家庭の父及び児童に関して医療費等の一部を助成します。	保健福祉課
児童扶養手当（国事業）【再掲】	離婚等により父子家庭や母子家庭となった方や、両親がいない児童を親に代わって養育している方などを対象に、手当を支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭入学祝金配当事業【再掲】	ひとり親家庭の児童が小学校又は中学校に入学する際に祝金を支給します。	社会福祉協議会
特別児童扶養手当（国事業）【再掲】	精神又は身体に障害を有する児童を養育している方に、手当を支給します。	保健福祉課
障害児福祉手当（国事業）【再掲】	重度の障害を有し在宅で生活する児童に対し、手当を支給します。	保健福祉課
紙おむつ用ごみ袋支給事業	新生児に紙おむつ用のごみ袋を支給します。	保健福祉課

⑧経済的困難をかかえる家庭への支援

経済的困難を抱える家庭に対しては、経済的な支援を実施しています。また、窓口や他の事業を通じて生活困窮の状況が把握された場合には、関係機関や適切な相談窓口へつなげる対応を行います。さらに、保護者の経済的自立を支援するため、雇用関連の情報提供や職業訓練助成制度に関するPRを、ポスターやパンフレットを活用して積極的に行っていきます。

事業名	事業内容	担当課
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者の方に学用品費や給食費などの援助を行います。	教育課
低所得世帯のこども園給食費免除	住民税非課税世帯に属するこども園の園児（3歳以上）に対し、給食費を免除します。	保健福祉課
関係機関との連携	窓口対応の際に生活困窮の状況を把握した場合は、関係機関や適切な相談機関につなげます。	保健福祉課
夷隅圏域生活困窮者自立支援事業との連携	夷隅圏域生活困窮者自立支援事業の支援調整会議において、児童の属する世帯の貧困等を確認した場合は、必要に応じ町の支援制度につなげます。	保健福祉課
雇用推進対策	国・県の職業訓練助成制度など雇用に関する情報を広くPRするため、引き続き情報提供を図ります。	産業観光課

(2) 親と子の健康の維持及び増進

① こどもと母親の健康の確保

こどもと母親の健康を守るため、各種健康診断や家庭訪問を実施します。また、健康診断の場では、健康増進に向けた指導や相談支援を行い、さらに健診や予防接種に伴う経済的負担を軽減する取組を進め、多方面から子育て家庭を支援しています。

事業名	事業内容	担当課
子育て相談	妊娠中の方や18歳までの児童を対象に、保健師・栄養士による相談事業を実施します。	保健福祉課
乳幼児相談 プレママ相談	妊娠期から切れ目のない見守り・支援を実施していくため、妊娠期の相談、乳幼児の発育・発達の評価や育児情報の提供、個々の乳幼児に合った育児相談・指導を行い、幼児健診後のフォローもできる体制を整備します。	保健福祉課
1歳6か月児健康診査	心身の発育・発達・疾病等の評価のため、内科・歯科健診を実施するとともに、歯科・栄養・保健指導を行います。また、家庭教育相談や臨床発達心理士の心理相談も実施し、多方面からの母子の支援に取り組みます。	保健福祉課
2歳児歯科健康診査 及びフッ化物歯面塗布事業	むし歯予防と歯科保健意識の高揚のため、2歳児を対象に、歯科健康診査、フッ化物歯面塗布及び健診結果に基づいた歯科指導を、委託した町内歯科医院で実施します。	保健福祉課
妊産婦・新生児訪問指導	保健指導を必要とする妊産婦及び新生児の家庭を訪問し、相談・指導を行うことで、出産や育児に関する不安の軽減を図るとともに、新生児期における育児支援を行います。	保健福祉課
3歳児健康診査	心身の発育・発達・疾病等の評価のため、内科・歯科健診を実施するとともに、歯科・栄養・保健指導を行います。また、家庭教育相談や臨床発達心理士の心理相談も実施し、多方面からの母子の支援に取り組みます。	保健福祉課
妊婦・乳児一般健康診査	妊婦、胎児及び乳児の健康状態を定期的に確認し、必要に応じて適切な指導又は支援を行うための健康診査を委託医療機関で実施します。委託医療機関外での受診については償還払いを行い、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 【再掲】	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問を実施し、保健事業に関する情報提供や支援機関へのつながりのきっかけづくりを行います。	保健福祉課
小児救急医療体制の周知	小児・周産期救急体制について、母子健康手帳交付時にこども急病電話相談ダイヤルの周知を図るほか、広報やホームページ、子育てハンドブック等を活用した周知に取り組みます。	保健福祉課
児童インフルエンザ予防接種費用助成事業 【再掲】	高校生年代までのこどものインフルエンザ予防接種費用の一部又は全額を助成します。	保健福祉課
産後ケア事業	出産後の母親とこどもに対して心身のケアや育児のサポート等を行い、退院後も安心して自宅で生活できるよう支援します。	保健福祉課
つくしくらぶ	こどもの発語や発音、行動等に不安を持つ保護者に対し、臨床発達心理士や言語聴覚士、保健師等が相談支援を行います。	保健福祉課
5歳児健康診査	心身の発育・発達等の評価のため、小児科医による健診と、臨床発達心理士による社会性発達の確認の機会（5歳児健診）の実施に向けた体制を検討します。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センターの設置【再掲】	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し一体的に相談支援を行うため、児童福祉と母子保健の機能を有したこども家庭センターを設置します。 (令和8年度以降の設置を検討)	保健福祉課
子育て世代包括支援センター	妊娠期から切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握しながら、妊産婦や保護者の相談への対応や関係機関との連絡調整などを実施します。こども家庭センターが設立された場合は、機能を統合します。	保健福祉課
リズム体操	幼児期にいろいろな運動を経験することや、リズム感やバランス感覚を養うための体操教室を実施します。(こども園の4、5歳児を対象)	教育課

②心身の健康と望ましい生活習慣に関する教育

こどもたちが生命や健康について正しい知識を身につけられるよう、こども園、小・中学校における健康教育の充実に取り組みます。また、食を通じた健康づくりを推進するため、家庭や地域を巻き込んだ食育教育の強化にも力を入れます。さらに、保健所と学校保健が連携し、外部講師を招いた思春期教室や薬物乱用防止教室を実施することで、児童・生徒の健全な成長を支援します。

事業名	事業内容	担当課
学校保健	歯科衛生士による歯磨き教室を実施するなど、児童・生徒が主体的に健康づくりに取り組む指導を行います。	教育課 保健福祉課
学校での食育教育	食についての知識を深められるよう、栄養教諭等が指導を行うとともに、給食業務の委託先である勝浦市共同調理場とも連携し、地域人材や地場産物を活用した食育を推進します。	教育課
保健所と学校保健の連携による思春期保健対策	薬物乱用防止教育、喫煙対策事業について、児童・生徒が関心・認識を深められるよう、保健担当教諭や養護教諭が中心となって指導を行います。また、外部講師による思春期教室や薬物乱用防止教室を実施します。	教育課
特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において、増加傾向にある個別の支援が必要な児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズや合理的配慮に合わせた教育を支援するとともに、関係機関と連携し、より良い支援体制を整えます。	教育課
保健推進会	小・中学校の養護教諭・栄養教諭、こども園の保育士、町保健師・栄養士の連携により、朝ごはんチェックカードを実施し朝食摂取率の向上を図るとともに、歯科保健や睡眠など生活習慣についての課題を共有しながら、メディアについてのアンケートや勉強会を実施し、ゲーム等のメディアからの影響について啓発を行います。	保健福祉課 教育課
こども園食育講習会「チャレンジ！クッキング」	食への関心を高め、望ましい食生活につなげるため、こども園と食生活改善会の協働により、5歳児を対象とした食育講習会や紙芝居などの読み聞かせを実施し、幼少期からの食育を推進します。	こども園 保健福祉課
こども園での食育の取り組み	野菜やイモの栽培・収穫や、絵本・パネルシアター等を活用した保育中の食育指導、給食での御宿産・近隣産食材の活用等により、こども園での食育を推進します。	こども園

(3) こどもの健やかな成長に資する教育環境の整備

①学校教育・こども園による生きる力の育成

これからの社会の変化に対応できるよう、基礎学力や体力の向上に加え、多様な体験や学習を通じてこどもの「生きる力」を育む教育を進めます。特別支援教育支援員やスクールカウンセラーを学校に配置し、児童・生徒の状況に応じた支援や教育相談の充実にも取り組みます。さらに、地域と意見交換の場を設け、海や山など豊かな自然を活用した体験型の学習を通じて、地域を学ぶ特色ある教育活動を推進します。

また、グローバル化に対応するため、幼少期からの英語指導を実施し、英語力の向上を促進します。

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育支援員配置事業【再掲】	小・中学校において、増加傾向にある個別の支援が必要な児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズや合理的配慮に合わせた教育を支援するとともに、関係機関と連携し、より良い支援体制を整えます。	教育課
スクールカウンセラーによる相談支援	小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置し、関係機関等と連携しながら学校生活における悩みや不安、複合的な問題を抱えているケースの相談など、適切な支援が実施できるよう努めます。	教育課
家庭教育学級	学校・家庭・地域の様々な教育課題の解決を目指し、地域住民等の意向を学校運営に適切に把握・反映させていくため、学校の情報提供と同時に学校への意見などを広く地域・保護者から募るための集会を開催します。	教育課
週末学習塾	小学5・6年生を対象に算数の基礎学力向上を支援する算数教室や、中学3年生を対象に数学及び英語を指導する週末学習塾を実施します。	教育課
こども園での外国語講師の活用	こども園に外国語講師を招き、幼少期から英語にふれる環境づくりを推進します。	保健福祉課

②地域活動を通じた青少年の育成

本町の豊かな自然と伝統文化を生かした地域活動を通して、様々な体験の機会を児童・生徒に提供し、児童・生徒の健全育成と郷土愛の醸成に努めます。また、町文化祭やスポーツ大会については、チラシの配布等により周知を図り、町民の参加を促進します。さらに、史実の継承とグローバル化を推進するため国際交流事業を実施します。

事業名	事業内容	担当課
海と山の子交流事業	御宿中学校（海の子）と野沢温泉中学校（山の子）の生徒が相互に友情を深め、それぞれの地域を知ることにより、社会的視野を広げます。	教育課
各種文化団体の育成援助	公民館自主活動グループ（登録団体）の公民館使用料を半額減免するなど、町内の各種文化団体の活動を支援します。	教育課
文化体験プログラム	年に4回実施しています。社会の変化に主体的に対応できるよう、知識や技術を身につけ、生涯にわたって学び続けることを支援します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
子ども会育成会の援助・指導	地区子ども会育成会団体の主体性を尊重しつつ、相互の連絡・連携を深め、活動の発展を図ることで、こどもたちの異年齢間の交流や、地域での居場所づくりを推進するとともに、御宿町子ども会育成会連絡協議会及び各区の単位子ども会へ助成を行います。	教育課
町文化祭の開催	音楽の集い、芸能発表大会や各種作品展示会を開催し、学習の成果を発表する場を設けることで、学習意欲と文化力の向上につなげます。	教育課
わくわくスポーツ大会	スポーツを通じた世代間交流を促進し、融和と健康を育みます。スポーツ大会については、こども園と連携して実施を検討します。	社会福祉協議会
放課後子ども教室【再掲】	放課後における「こどもの居場所」として、公民館で実施します。地域の大人たちと協働して、こどもたちの体験活動、地域住民との交流活動を支援します。	教育課
インリーダー講習会	町内の小学6年生を対象に、子ども会の運営に必要な技術や知識を身につける講習会を開催します。	教育課
B & G健康づくり教室の実施（RAC含む）	海洋センターにおいて、幼児期からの健康づくりや運動に親しむための教室を開催します。スポーツ推進委員と連携し、新種目の体験教室の導入も含め、各教室の実施内容の検討を行います。	教育課
公民館主催教室の開催	幅広い学びの場の提供と休日の居場所づくりのため小学生を対象とした英会話や習字の教室を定期的に開催します。	教育課
国際交流	サン・フランシスコ号救助の史実と日本、スペイン、メキシコ合衆国の友好の絆について、日西墨友好の絆記念日を通じて後世に伝えるとともに、スペイン・メキシコ両国との文化的交流により、相互理解や友好親善を深め、国際社会に対する意識の醸成を図ります。	産業観光課
多世代交流事業	高齢者とこどもが気軽に集い、交流できる拠点として整備した御宿台「ふれあいの家」と新町「かぐや」を活用し、多世代交流を推進します。	保健福祉課

③家庭教育力の向上

子育て相談や家庭教育相談などで保護者の相談に対応するとともに、児童館や子育て支援センターなどで保護者を対象とした講話などを実施し、家庭での教育力の向上を図ります。

事業名	事業内容	担当課
子育て相談【再掲】	妊娠中の方や18歳までの児童を対象に、保健師・栄養士による相談事業を実施します。	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業【再掲】	児童館や子育て支援センターを活用し、地域における子育て親子の交流、プレママ相談（妊婦相談）や乳幼児相談などの子育てに関する相談・援助の場を提供するとともに、講演や指導を通じて情報の提供を行うほか、各種行事を実施し、安心して子育てができる環境整備を促進します。	保健福祉課
家庭教育相談	家庭教育指導員により、児童・生徒の養育に関する諸問題についての相談を行います。平日だけでなく、休日にも相談できる体制を整えます。	教育課

(4) 子育てにやさしい生活環境の整備

①安全・安心まちづくりの推進

こどもの交通事故防止のための交通安全教室の開催や、防犯対策としての地区防止パトロール隊による見回りを行います。また、保護者に対し不審者情報などの防犯に関する情報を提供し、安全で安心なまちづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
交通安全教室	幼児・児童・生徒が交通ルールとマナーを習得し、交通事故の防止に努められるよう、いすみ警察署、交通安全協会と連携して、各学校及びこども園にて交通安全教室を開催します。	教育課 保健福祉課 総務課
安全で安心なまちづくり推進協議会（パトロール隊）	地区防犯パトロール隊が、犯罪や交通事故等の発生地域を巡回し、安全で安心な地域づくりを推進します。	総務課
保護者への情報提供（アプリや連絡メール等の活用）	アプリや連絡メール等を活用し、学校・こども園・放課後児童クラブからの連絡事項や不審者情報などの情報を保護者に提供します。	教育課 保健福祉課

②保護者への情報発信

子育て支援のサービスや行事、健康診査等に関する情報などを冊子やリーフレットにまとめ、対象者に配布します。また、町ホームページやアプリ、SNSなどを活用し、利用者が情報をキャッチしやすい方法による情報発信に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育てハンドブックの配布	妊娠期から子育て世代に対する各種サービスや施設利用等の情報を冊子及びデータにまとめ、母子健康手帳交付時に窓口で配布するほか、町ホームページにも掲載します。	保健福祉課
たんぽぽ通信	子育て支援センター及び児童館の行事日程や各種お知らせをまとめたたんぽぽ通信を月1回発行します。子育て支援センター等の利用者には個別に送付するほか、インターネットを活用した周知に努めます。	保健福祉課
子育て支援事業等の情報発信	子育て支援に関する事業や施設等について、インターネット等を活用して周知を図ります。	保健福祉課
保健事業予定表の配布	健康診査や相談事業などの母子保健事業の年間予定についてまとめた保健事業予定表を、毎年全戸配布します。	保健福祉課
保護者への情報提供（アプリや連絡メール等） 【再掲】	アプリや連絡メール等を活用し、学校・こども園・放課後児童クラブからの連絡事項や不審者情報などの情報を保護者に提供します。	教育課 保健福祉課
障害福祉のしおり配布 【再掲】	障害のある方やこどもに対するサービスをまとめた障害福祉のしおりを障害者手帳交付時や対象者からの相談の際に配布し、制度の周知を図ります。	保健福祉課
特別支援ガイドブック「コスモス」配布 【再掲】	御宿町・いすみ市・勝浦市・大多喜町（夷隅圏域）で作成した、夷隅圏域に居住又は通学する児童及び保護者の方へ向けた福祉サービスのガイドブックを窓口で配布するほか、町ホームページにも掲載します。	保健福祉課

③多世代交流の推進

地域の高齢者の方との交流や、地域の自然を生かした体験活動等を通じて、児童の健全育成を図ります。事業を実施するにあたっては、各団体やボランティアの方と連携し、内容の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
高齢者との交流	地域の高齢者に親しみと感謝の気持ちを持つため、老人クラブや老人ホームへの訪問、スポーツ大会の参加により、高齢者との交流を図ります。	保健福祉課 社会福祉協議会
多世代交流事業 【再掲】	高齢者と子どもが気軽に集い、交流できる拠点として整備した御宿台「ふれあいの家」と新町「かぐや」を活用し、多世代交流を推進します。	保健福祉課
児童館 【再掲】	児童が自由に遊べる場所を提供し、様々な遊びや創作活動等を通じて児童の健全な育成に努めます。	保健福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るための計画です。この支援事業計画では、保育需要を把握し、教育・保育施設等の整備計画を策定します。

1 教育・保育提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本町では、地域の特性を踏まえ1つの教育・保育提供区域として設定します。

2 児童の推計人口

0歳から11歳までの人口は、令和6年の273人から、令和11年には92人減の181人となる見込みです。

■児童の人口推計

単位：人

年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	14	11	11	11	11	11
1歳	11	11	11	11	11	11
2歳	14	10	11	11	11	11
小計	39	32	33	33	33	33
3歳	10	16	10	11	11	11
4歳	24	13	16	10	11	11
5歳	23	26	13	16	10	11
小計	57	55	39	37	32	33
6歳	20	25	26	13	16	10
7歳	27	21	25	26	13	16
8歳	37	26	21	25	26	14
9歳	24	38	28	22	26	27
10歳	29	26	38	28	22	26
11歳	40	31	26	38	28	22
小計	177	167	164	152	131	115
計	273	254	236	222	196	181

資料：【令和6年】住民基本台帳（4月1日現在）、【令和7～11年】コーホート変化率法による推計人口

※コーホート変化率とは、同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいいます。

3 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で設定します。

■量の見込みによる認定区分と給付の内容など

認定区分	給付の内容	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標準時間	幼稚園 認定子ども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定子ども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定子ども園 小規模保育など

(2) 提供体制の確保

おんじゅく認定こども園及び一時預かりにより「量の見込み」に対応する必要数を確保することとし、必要に応じて幼児教育・保育施設及び地域型保育事業の整備を検討します。

■幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

令和7年度		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み(人)		7	48	1	4	8
確保方策(人)	特定教育・保育施設	15	90	3	14	18
	その他	0	7	0	0	3
	計	15	97	3	14	21
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

令和8年度		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み(人)		5	34	1	4	8
確保方策(人)	特定教育・保育施設	15	90	3	14	18
	その他	0	7	0	0	3
	計	15	97	3	14	21
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

令和9年度		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み(人)		4	33	1	4	8
確保方策(人)	特定教育・保育施設	15	90	3	14	18
	その他	0	7	0	0	3
	計	15	97	3	14	21
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

令和10年度		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み(人)		4	28	1	4	8
確保 方策 (人)	特定教育・保育施設	15	90	3	14	18
	その他	0	7	0	0	3
	計	15	97	3	14	21
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

令和11年度		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
量の見込み(人)		4	29	1	4	8
確保 方策 (人)	特定教育・保育施設	15	90	3	14	18
	その他	0	7	0	0	3
	計	15	97	3	14	21
	実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つことから、保護者の就労状況の変化などにかかわらず、柔軟に子どもを受け入れることが可能なため、子どもにとっても継続的かつ安定的な保育環境を提供することができる施設です。

本町では、平成29年4月に御宿保育所と岩和田保育所を統合した上で、認定こども園に移行し、町内全域を対象に教育・保育を提供しています。

教育・保育の研修会への参加等により、職員の資質の向上を図り、幼児期における教育・保育の一層の充実に努めます。

(4) 幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の利用料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法については償還払いを基本とし公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため法定代理受領による給付について検討します。

■子育てのための施設等利用給付の対象施設・事業

施設種別	対象となる こども	内容
幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業	0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全てのこどもの利用料が無償化されます。
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用することもたちについて、利用料が無償化されます。
認可外(無認可)保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3～5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

4 地域子ども・子育て支援事業

本町では、国の示す13事業のうち、現在9事業を実施しています。令和7年度から地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業のうち、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」は、既に実施しており、乳児等通園支援事業については、今後実施に向けた検討を進めていきます。

本計画においては、各事業の実績を踏まえて「量の見込み」を算出し、それに対する「確保の内容」、「実施方針」を示しています。

なお、未実施の事業については、ニーズ量や事業者の状況等により、必要に応じて実施に向けた検討を進めていきます。

<国の示す地域子ども・子育て支援事業>（参考）

※地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域のこども、子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められていましたが、その後6事業が追加されており、この19事業は交付金の対象となります。

<p>地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援に関する事業（利用者支援） ・時間外保育事業（延長保育事業） ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業（病児・病後児保育事業） ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・妊婦健康診査事業（妊婦健診） ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	<p><令和4年改正児童福祉法施行に伴い創設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 <p><令和7年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦等包括相談支援事業 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・産後ケア事業 <p>※「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和7年度に制度化、令和8年度からは全自治体で実施されます。そのほかの事業は努力義務となっています。</p>
--	--

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

教育・保育施設や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、こどもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業です。

【現在の取組】

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実施 箇所数	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

単位：人

利用実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
相談事業（乳幼児相談・ つくしくらぶ・子育て相談）	127	149	141	143	152

【実施機関】

保健福祉課

【計画期間内における目標事業量】

単位：か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	0	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

※令和7年度までは「母子保健型」、こども家庭センター設置後は「こども家庭センター型」に移行します。

【実施方針】

保健師が栄養士、臨床発達心理士、言語聴覚士などの専門職とともに、乳幼児期の親子、妊娠中から18歳までのこども、発達に不安のあるこどもと家族などを対象に、相談事業を実施します。

こども家庭センターを設置した場合は、業務を引き継ぎ、又は連携して事業を行います。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、こどもを保育所等で預かる事業です。

【現在の取組】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
利用者数	23	1	15	13	25

【計画期間内における目標事業量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 利用者数（人）	25	23	22	19	18
確保方策 利用者数（人）	25	23	22	19	18
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1

【実施施設】

おんじゅく認定こども園

【実施方針】

おんじゅく認定こども園において、通常の保育時間（短時間：7:30～15:30、標準時間：7:30～18:30）以外の時間に保育を必要とする場合、開所時間の範囲において延長保育を実施します。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本事業は需要の高まりにより、令和5年度に定員を超える利用希望があったため、従来の児童館から御宿小学校に移転するとともに、支援単位を2単位とし、定員を40人から60人に拡充しました。

【現在の取組】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (延べ人数は 見込み)
登録数	35	35	38	49	53
平日（延べ人数）	4,697	4,371	5,433	7,988	8,641
土曜（延べ人数）	57	58	80	11	26

登録数：毎年度4月1日現在

【計画期間内における目標事業量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	低学年	35	34	33	30	29
	高学年	22	20	19	17	16
	合計	57	54	52	47	45
確保方策	人数(人)	60	60	60	60	60
	実施箇所数 (か所)	1	1	1	1	1

【実施施設】

放課後児童クラブおんじゅく（御宿小学校内）

【実施方針】

放課後児童健全育成事業の実施については、国の「放課後児童対策パッケージ」の取組方針を踏まえ、町の実情に合わせた方法で実施します。

小学校低学年・高学年ともに、学童保育利用ニーズは、現在の施設で確保できる見込みであることから、当面は今までどおり御宿小学校で実施していきます。

今後計画されている小学校の校舎更新の際は、本事業の実施場所についても同時に検討していきます。

<「放課後児童対策パッケージ」の令和11年度までの取組方針>

i) 本町における現状

(ア) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

○本町における、令和5年度の登録児童数は55人で、全小学校区（2校）を対象に1施設で、放課後児童クラブを実施しました。

○対象は小学1年生から6年生までで、高学年の利用も徐々に増加しています。

○令和4年度までは、御宿児童館内において1支援単位、定員40人で実施していましたが、需要の高まりにより令和5年度の申込数が定員を上回ったことから、場所を御宿小学校に移転し、2支援単位、定員60人に拡充しました。

(イ) 放課後子ども教室事業

○本町では、全小学校区の児童を対象に放課後の居場所づくり等を目的として、放課後子ども教室事業を展開しています。

○金曜日の放課後に定期的に地域と連携し、公民館においてボランティア等とともに、料理やネイチャーゲームなどを体験する放課後子ども教室を開催（令和5年度：15回）しました。（小学1年生～3年生を対象）

○土曜日に文字の正しい書き順や語学力の基礎を学ぶ習字教室（令和5年度：14回）とキッズ英会話教室（令和5年度：18回）を公民館において定期的に開催しました。（習字教室は小学2年生～6年生 キッズ英会話は小学1年生～3年生を対象）

○B & G海洋センターでは、運動遊びやレクリエーションを行うRAC（レクリエーション・アフターズ・クラブ 令和5年度：27回）を開催し、体力と協調性向上を図りました。（小学1年生～3年生を対象）

ii) 本町における行動計画

(ア) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の「計画期間内における目標事業量」参照。

(イ) 放課後子ども教室の実施計画

○放課後子ども教室（土曜体験学習を含む）及びRACがこどもたちの生活の実情に応じた放課後の居場所づくりとなるよう、回数や内容を検討しながら、教室の充実を目指します。

(ウ) 放課後児童クラブの学校施設の活用に関する具体的な方策

○放課後児童クラブは、令和5年度から従来の御宿児童館から御宿小学校の余裕教室に移転しました。今後計画されている小学校の更新に合わせて、放課後児童クラブの実施場所等について検討します。

(エ) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

○放課後活動の実施にあたって、関係部署の責任体制を明確化します。
○放課後児童クラブと放課後子ども教室の特色を生かしながら、会議等により関係部署の連携を図り、総合的な放課後対策を推進します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害又は事故、精神的又は身体的な理由等で休息をとる必要があり、こどもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭でこどもを預かる事業です。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

単位：人日／年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策					

【実施施設】

なし

【実施方針】

ニーズ量を考慮して、需要の動向もみながら事業委託等を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現在の取組】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
訪問件数（件）	15	14	10	9	8
出生数（人）	16	15	9	13	6
訪問率（％）	93.8	93.3	111.1	69.2	133.3

※訪問率：訪問件数を出生数で除した数値。

※複数回訪問する場合があるため、訪問件数が出生数より多くなっている年度があります。

資料：〔出生数〕住民基本台帳
〔訪問件数〕保健福祉課

【計画期間内における目標事業量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 訪問件数（件）	11	11	11	11	11
確保方策 訪問件数（件）	11	11	11	11	11
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
実施体制（人）	3	3	3	3	3

【実施機関】

保健福祉課

【実施方針】

保健師が、生後4か月になるまでの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業

○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

○要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員やネットワークを構築する関係機関等の専門性強化及び連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するための事業です。

【現在の取組】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
支援件数	0	0	0	1	1

【計画期間内における目標事業量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 支援件数（件）	1	1	1	1	1
確保方策 支援件数（件）	1	1	1	1	1
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
実施体制（人）	3	3	3	3	3

【実施機関】

保健福祉課

【実施方針】

児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

（7）地域子育て支援拠点事業

未就学のこどもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業・子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施します。

【現在の取組】

単位：人日

地域子育て支援拠点事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
延べ利用者 数（年）	子育て支援 センター	366	312	352	500	417
	御宿児童館	7,131	3,647	2,798	3,105	4,914
	合計	7,497	3,959	3,150	3,605	5,331

【計画期間内における目標事業量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 延べ利用者数（人日／年）	5,328	4,950	4,657	4,111	3,797
確保方策 延べ利用者数（人日／年）	5,328	4,950	4,657	4,111	3,797
実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2

【実施施設】

子育て支援センター、御宿児童館

【実施方針】

子育て支援センター及び児童館を中心に、行事や相談事業の実施を通して親子が集い相互に交流する場を提供することで、地域の子育てを支援します。

（8）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、地域において児童（未就学児）の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。

【現在の取組】

幼稚園・認定こども園の預かり保育	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
実施幼稚園・こども園数（か所）	1	1	1	1	1
延べ利用者数（人日／年）	1	2	0	3	5

保育所・認定こども園の一時預かり（一時保育）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度（見込み）
実施保育所・こども園数（か所）	1	1	1	1	1
延べ利用者数（人日／年）	186	62	56	57	50

※保育所は、平成29年度以降、統合により認定こども園となっています。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
実施施設数 (か所)					
延べ利用者数 (人日/年)					

【計画期間内における目標事業量】

預かり保育(幼稚園又は認定 こども園の1号認定のこども を対象とした預かり保育)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日/年)	①1号認定 による	2	1	1	1	1
	②2号認定 による	0	0	0	0	0
確保方策 預かり保育事業(在園児対 象型)※(人日/年)		2	1	1	1	1
実施箇所数(か所)		1	1	1	1	1

※②は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられます。

一時預かり事業(一時保育)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)		50	46	44	39	36
確保方策 一時預かり事業(在園児対 象型を除く)(人日/年)		50	46	44	39	36
実施箇所数(か所)		1	1	1	1	1

【実施施設】

おんじゅく認定こども園

【実施方針】

おんじゅく認定こども園において、1号認定のこどもを対象とした預かり保育を実施するとともに、生後10か月からの未就園児を対象として、保護者の傷病、出産、介護、就労又は育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などの理由で、家庭での保育が困難になったこどもに対し、一時預かり事業(一時保育)を実施します。

子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・ センター事業)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	18	29	28	26	26
確保方策 子育て援助活動支援事業 (預かり保育・一時預かり 事業を除く)(人日/年)	18	29	28	26	26
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

【実施施設】

未定

【実施方針】

未就学児を対象としたファミリー・サポート・センター事業について、令和7年度事業開始を目標に、実施方法等について検討していきます。

(9) 病児保育事業(病児・病後児保育事業)

町内在住の乳幼児や、保育施設に通所している児童で病後、病気回復期に家庭での保育に欠ける場合に一時的に保育する事業です。

【現在の取組】

単位：人日/年

病児保育事業、子育て援助 活動支援事業(病児・緊急 対応強化事業)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
延べ利用者数	9	0	2	1	3

【計画期間内における目標事業量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日/年)	3	3	3	2	2
確保方策 病児保育事業(人日/年)	3	3	3	2	2
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1
確保方策 子育て援助活動支援事業※ (人日/年)					
実施箇所数(か所)					

※子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

【実施施設】

外房こどもクリニック病児保育室

【実施方針】

病気の治療中又は回復期にあり（入院加療が必要なこどもを除く。）、保護者の就労、傷病等により家庭での保育が困難な生後6か月から小学生までのこどもに対し、医療機関に委託し病児保育を実施します。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域において、児童（小学生）の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	低学年	14	29	25	22	16
	高学年	19	36	35	30	30
	合計	33	65	60	52	46
確保方策	人数(人)	33	65	60	52	46
	実施箇所数 (か所)	1	1	1	1	1

【実施施設】

未定

【実施方針】

小学生を対象としたファミリー・サポート・センター事業について、令和7年度事業開始を目標に、実施方法等について検討していきます。

(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦に対し、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14枚）を交付します。千葉県内の指定医療機関において指定検査項目を無料で受けられる事業です。

【現在の取組】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
妊娠届出数（件）	10	11	11	8	8
1回目妊婦健診（枚）	12	11	10	10	8
2～14回目妊婦健診（枚）	149	153	119	111	81

※枚は、受診票の枚数。

【計画期間内における目標事業量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14人 健診回数 196回	13人 健診回数 182回	12人 健診回数 168回	11人 健診回数 154回	10人 健診回数 140回
確保方策	14人 健診回数 196回	13人 健診回数 182回	12人 健診回数 168回	11人 健診回数 154回	10人 健診回数 140回
実施箇所数（か所）	実施箇所数は、契約を締結した医療機関数により異なります。				

※健診回数は、1人あたりの健診回数（14回）に見込まれる人数を乗じたもの。

【実施施設】

契約医療機関

【実施方針】

母子健康手帳の発行と同時に妊婦健康診査受診票（14枚）を発行し、発行時の保健指導により妊娠時期に応じた健診受診を勧奨します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯など、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における保護者が支払うべき副食費について、国が定める免除対象者の副食費を助成する事業です。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策					

【実施施設】

なし

【実施方針】

対象児童を適切に把握した上で事業の実施を検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施します。事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施します。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策					

【実施施設】

なし

【実施方針】

事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策					

【実施施設】

なし

【実施方針】

ニーズ量を考慮して、需要の動向もみながら実施について検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策					

【実施施設】

なし

【実施方針】

ニーズ量を考慮して、需要の動向もみながら実施について検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。今後、本町においても実施について検討を行います。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策					

【実施施設】

なし

【実施方針】

ニーズ量を考慮して、需要の動向もみながら実施について検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

【現在の取組】

単位：回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
面談回数	20	22	22	16	18

【計画期間内における目標事業量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 面談回数（回）	18	17	16	14	13
確保方策 面談回数（回）	18	17	16	14	13
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1

【実施施設】

保健福祉課

【実施方針】

妊娠届出時やプレママ相談、出生時面接、新生児訪問等を通じて、妊娠期から出産・育児に関する必要な情報提供を行い、安心して出産し、子育てできる環境を一緒に整えます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者との面談により乳幼児や保護者の心身の状況及び養育環境の把握、保護者への子育てに関する情報提供、助言等の援助を行う事業です。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 必要受入れ時間数（時間）	157	163	163	163	163
確保方策 必要受入れ時間数（時間）		163	163	163	163
実施箇所数（か所）		1	1	1	1

【実施施設】

おんじゅく認定こども園

【実施方針】

令和8年度におんじゅく認定こども園での事業開始を目標に、実施方法等について検討していきます。

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

実施方法として、宿泊による育児支援や産後の体調管理等を行う「宿泊型」、日中、来所した利用者に対して行う「デイサービス型」、実施担当者が利用者の自宅に赴き行う「アウトリーチ型」があります。

【現在の取組】

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
アウトリーチ型利用者数	4	0	1	1	2
デイサービス型利用者数	27	25	32	31	32

【計画期間内における目標事業量】

アウトリーチ型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 利用者数（人日）	2	2	2	2	1
確保方策 利用者数（人日）	2	2	2	2	1
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1

デイサービス型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 利用者数（人日）	32	30	28	25	23
確保方策 利用者数（人日）	32	30	28	25	23
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1

【実施施設】

亀田クリニック
産後ケアハウス～まるる

【実施方針】

産後ケア委託事業所と連携を取りながら、産後の支援が必要な母子が必要なケアを受けられるよう体制を整え、積極的に支援先へつなげていきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定子ども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、PDCAサイクルによる点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。

資料

1 御宿町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 19 日条例第 22 号

(設置)

第 1 条 本町に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定により、御宿町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 会議の任務は、次に掲げる事項について審議し、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の町民
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の事務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

御宿町指定管理者選定委員会委員	日額	2,900円
-----------------	----	--------

」

を

「

御宿町指定管理者選定委員会委員	日額	2,900円
子ども・子育て会議会長	日額	3,000円
同委員	日額	2,900円

」

に改める。

附 則（令和5年3月15日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 御宿町子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏名	所属	摘要
1			会長
2			副会長
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

**第3期御宿町次世代育成支援行動計画
及び子ども・子育て支援事業計画**

令和7年3月発行

発行：御宿町

編集：御宿町 保健福祉課福祉介護班福祉係

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地

T E L 0470-68-6716